# Doing Business in Viet Nam 2026

本ガイドブックは、Ernst & Young Viet Nam Limited とベトナム外国投資庁の協力により作成されました。



EY
Shape the future with confidence

FIA VIETNAM

# 頭字語の用語集

本ガイドブックでは、以下の頭字語を使用しています。

| | |
|---|---|
| **AEO** | 認定事業者 |
| **ASEAN** | 東南アジア諸国連合 |
| **CbCR** | 国別報告書 |
| **CIT** | 法人税 |
| **C/O or COO** | 原産地証明書 |
| **COP** | 締約国会議 |
| **DOF** | 財務局 |
| **DTA** | 租税条約 |
| **EPE** | 輸出加工企業 |
| **EPZ** | 輸出加工区 |
| **ERC** | 企業登録証明書 |
| **EU** | 欧州連合 |
| **EZ** | 経済特区 |
| **FTA** | 自由貿易協定 |
| **FCWT** | 外国契約者税 |
| **FDI** | 海外直接投資 |
| **GDP** | 国内総生産 |
| **IFC** | 国際金融センター |
| **IFRS** | 国際財務報告基準 |
| **IP** | 知的財産 |
| **IRC** | 投資登録証明書 |
| **IT** | 情報技術 |
| **IZ** | 工業団地 |
| **LLC** | 有限責任会社 |
| **LOE** | 企業法 |
| **LOI** | 投資法 |
| **LOIP** | 知的財産法 |
| **MAP** | 相互協議 |
| **MOF** | 財務省 |
| **NSO** | 国家統計局 |
| **OECD** | 経済協力開発機構 |
| **OTS** | On-the-spot（オン・ザ・スポット） |
| **PIT** | 個人所得税 |
| **RMP** | 資金動員計画 |
| **R&D** | 研究開発 |
| **SST** | 特別消費税 |
| **TP** | 移転価格 |
| **UN** | 国際連合 |
| **USD** | アメリカ合衆国ドル |
| **VAS** | ベトナム会計基準 |
| **VAT** | 付加価値税 |
| **VND** | ベトナムドン |
| **WTO** | 世界貿易機関 |

# 目次


**頭字語の用語集** 2

**目次** 3

**はじめに** 4

**カントリープロファイル** 6

1. カントリースナップショット 7
2. マクロ経済指標 8
3. ベトナムの強み 11
4. 政治体制 12
5. 法令の階層構造 13
6. 投資促進および透明性向上の方針 14
7. 2021-2030年の海外投資協力戦略 16
8. COP26におけるベトナムのコミットメント 18
9. 2021年から2030年までの国家グリーン成長戦略、ビジョン2050年 20

**国際金融センター** 24

**投資保護と投資優遇措置** 28

1. 投資保護 29
2. 投資優遇措置及び支援 30

**事業形態** 32

1. 直接投資の形態 33
2. 企業の形態 34
3. ベトナムでの投資プロジェクト及び企業の設立 35

**知的財産の発展** 38

**土地・住宅** 42

1. 土地 43
2. 住宅 45

**会計・財務・関税** 46

1. 会計 47
2. 税務 50
3. 関税及び通関手続 86

**人材及び雇用** 94

**科学、技術、イノベーションとデジタル・トランスフォーメーション** 114

**外国為替管理** 119

**参考となるウェブサイト** 121

**外国投資庁** 123

**Ernst & Young Viet Nam Limited** 124

# はじめに

ベトナムは現在、経済発展の旅路において重要な局面を迎えており、大胆な改革、野心的な成長目標、そして持続可能な開発への新たな取り組みによって特徴づけられています。国家統計局によると、2025年のベトナムのGDP成長率は8.02%[1]と予測されています。今後数年間で二桁成長を実現するための基盤を築くことを目的とした戦略的な転換を示しました。この成長の勢いは、インフラ投資、デジタル変革、グリーン産業、そしてより深いグローバル統合を優先する包括的なロードマップによって支えられています。

最近の政策動向は、ベトナムが法制度の近代化、プロジェクト承認の迅速化、高価値の外国投資の誘致に強い意欲を持っていることを示しています。また、ベトナムは制度改革を進めるとともに、民間企業の力を強化し、グローバルなサプライチェーンにおける役割を拡大しようとしています。

[1]2026年1月5日付けの

国家統計局「第4四半期および2025年の社会経済状況に関する報告書」https://www.nso.gov.vn/bai-top/2026/01/bao-cao-tinh-hinh-kinh-te-xa-hoi-quy-iv-va-nam-2025/

本ガイドブックは、外国投資家およびビジネスリーダーの皆様に向けて、進化を続けるベトナムのビジネス環境について、明確かつ実践的な概要を提供することを目的としています。主要な規制の更新、投資優遇措置、分野別のビジネス機会を概説するとともに、ベトナムの社会経済開発戦略に関する洞察もご紹介します。急速な成長と持続可能性、そして強靭性のバランスを取りながら発展を続けるベトナムにおいて、EYは投資家の皆様がこのダイナミックな市場を自信と明確な視点を持って進んでいけるよう、引き続き支援してまいります。

オンラインバージョンのガイドブックはこちらをスキャンください



# カントリープロファイル



# 1 カントリースナップショット

**所在地**
東南アジア
隣接国：中国、ラオス及びカンボジア

**国土面積[1]**
33,133,831 ha

**6つの中央直轄市と28省[2]**
北：ハノイ - 首都
中部：ダナン市 - 重要な港湾
南部：ホーチミン市 - 最大の都市

**言語**
ベトナム語（公用語）
英語（学校で広く教えられています）

**通貨**
VND

**人口[3]**
102.3 百万人

**雇用情報[3]**
労働人口：約53.5百万人（15歳以上）
失業率：2.22%

**労働時間**
通常：8時間/日又は40−48時間/週

**一人当たりのGDP[4]**
約USD5,026

**気候・天気**
北部から南部まで様々

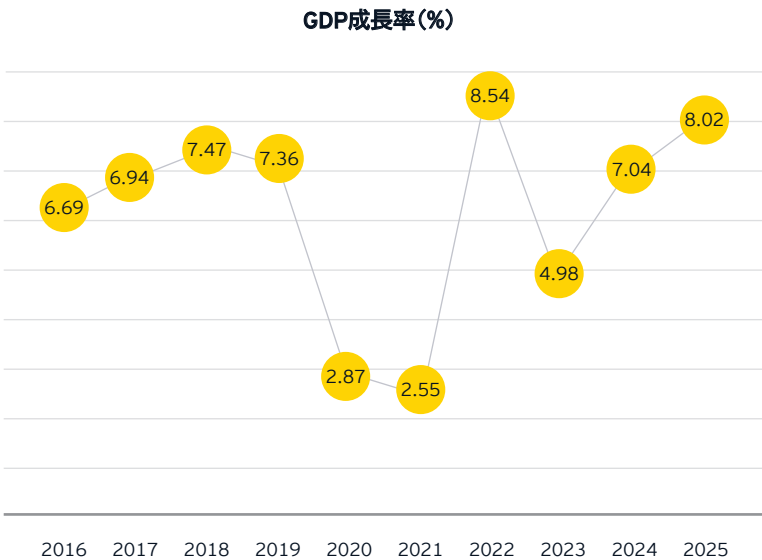
[1] 2024年10月24日付けの天然資源環境省による決定第3411/QD-BTNMT号

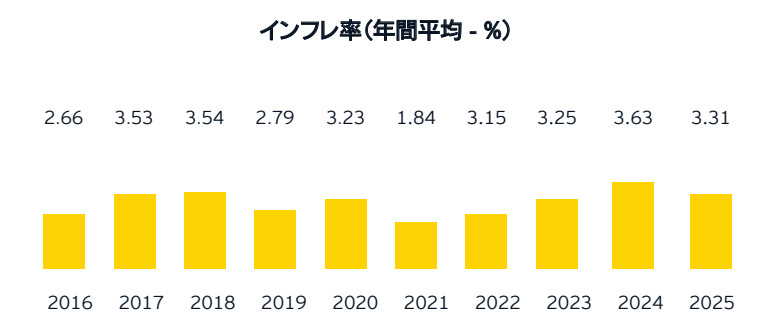
[2] 2025年4月12日付けの決議第60/NQ-TW号

[3] 2026年1月5日付けの「第4四半期および2025年における人口・労働・雇用の状況に関するプレスリリース」https://www.nso.gov.vn/tin-tuc-thong-ke/2026/01/thong-cao-bao-chi-ve-tinh-hinh-dan-so-lao-dong-viec-lam-quy-iv-va-nam-2025/

[4] 2026年1月5日付けの「第4四半期および2025年の社会経済状況に関する報告書」https://www. nso.gov.vn/bai-top/2026/01/bao-cao-tinh-hinh-kinh-te-xa-hoi-quy-iv-va-nam-2025/

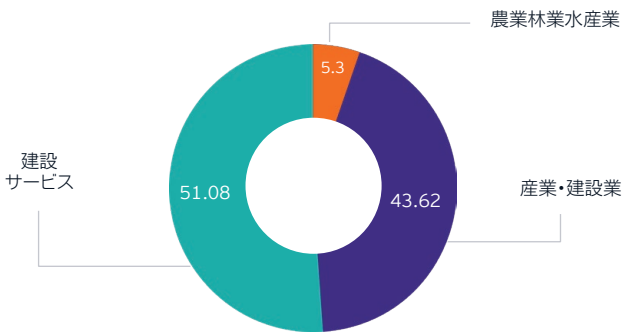
# 2 マクロ経済指標



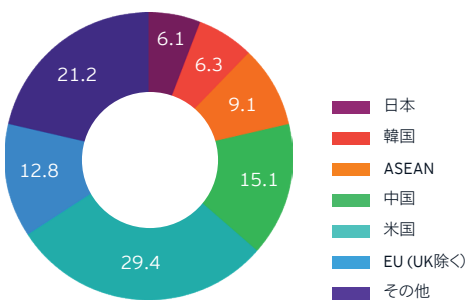

出典: 2026年1月5日付けの国家統計局「第4四半期および2025年の社会経済状況に関する報告書」https://www.nso.gov.vn/bai-top/2026/01/bao-cao-tinh-hinh-kinh-te-xa-hoi-quy-iv-va-nam-2025/

## 2025年度部門別GDP



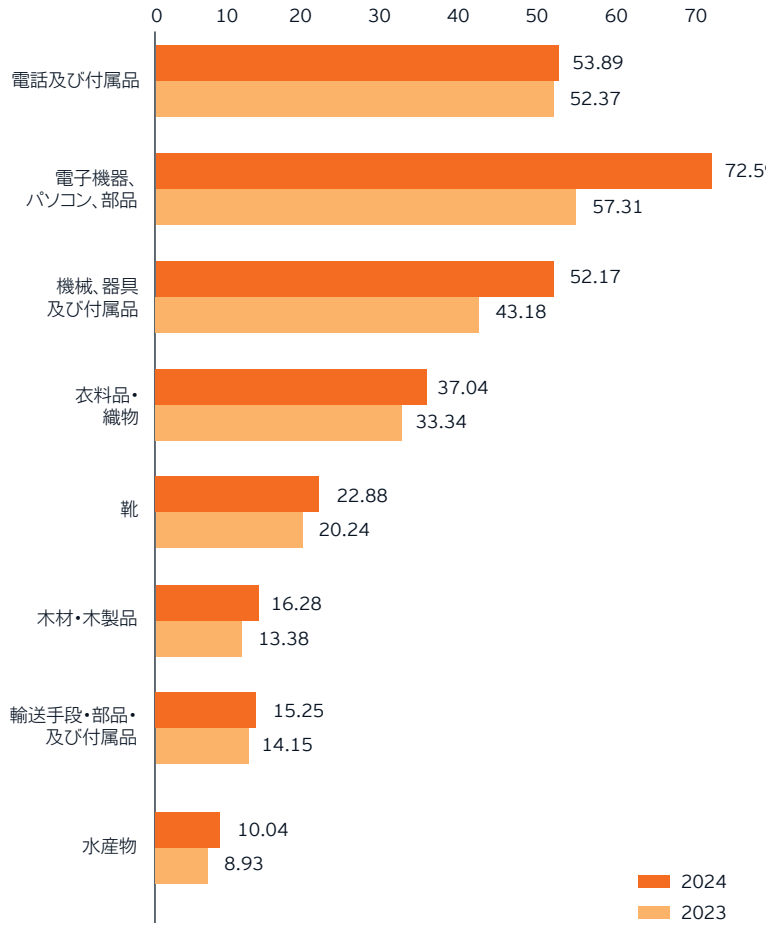

出典: 2026年1月5日付けの国家統計局「第4四半期および2025年の社会経済状況に関する報告書」https://www.nso.gov.vn/bai-top/2026/01/bao-cao-tinh-hinh-kinh-te-xa-hoi-quy-iv-va-nam-2025/

## 2024年度の主な輸出先




出典：統計局「ベトナム統計年鑑2024」（統計出版社、2024年）、ページ708

## ベトナム輸出額上位8商品（USD billion）




出典：統計局「ベトナム統計年鑑2024」（統計出版社、2024年）、ページ735-736

# 3 ベトナムの強み

## ベトナムが外国投資家にとって魅力的な国である理由

**国際統合**

ベトナムは国際統合への取り組みを示し、国際舞台における新たな役割、イメージ、威信、そして地位を確立しています。

三十年以上にわたる刷新と統合の中で、ベトナムは17のFTAを締結してきました。近年では、以下のような新世代のFTAに参加しています。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）、EU・ベトナムFTA（EVFTA）、英国ベトナムFTA（UKVFTA）、地域的な包括的経済連携（RCEP）。

---

**戦略的な地理的位置**

東南アジアの中心に位置するベトナムは、太平洋、タイ湾、ラオス、カンボジア、及び中国と国境を接しています。

ベトナムは3,000kmを超える長い海岸線を有し、主要な国際航路や貿易ルートに近接しています。

---

**競争力のある労働力**

5,000万人を超える労働年齢人口があり、訓練された労働者の割合が着実に増加していること、近隣諸国と比較してコスト競争力があることは、ベトナムの強みです。

---

**政治的安定性**

ベトナムは東南アジアで最も政治的に安定した国の一つです。一党支配制を維持しつつ、経済成長を目指しています。

---

**投資環境の改善**

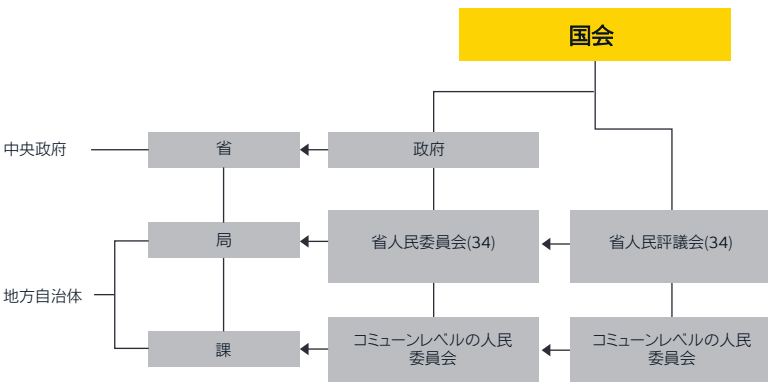
ベトナムは継続的にFDIを歓迎しており、外国企業は経済において重要な役割を果たしています。事業登録手続を効率化する新しい法律により、ビジネス環境は継続的に改善されています。そのため、事業登録手続やビジネス環境において高評価を受けています。

ベトナム政府は、より多くのFDIを誘致するために、インフラ整備を優先しています。

# 4 政治体制

ベトナムは、共産党の一党支配の下で運営されている社会主義国です。ベトナムの立法権は国会にあります。国会の立法の実施と管理は、地理的条件に基づいて34の中央直轄市と省の機関に委ねられています。ベトナムの元首は国家主席であり、ベトナム首相は中央政府の元首です。中央政府は、国の運営において特定の分野を担当する様々な省庁の支援を受けています。

### ベトナムの政治体制

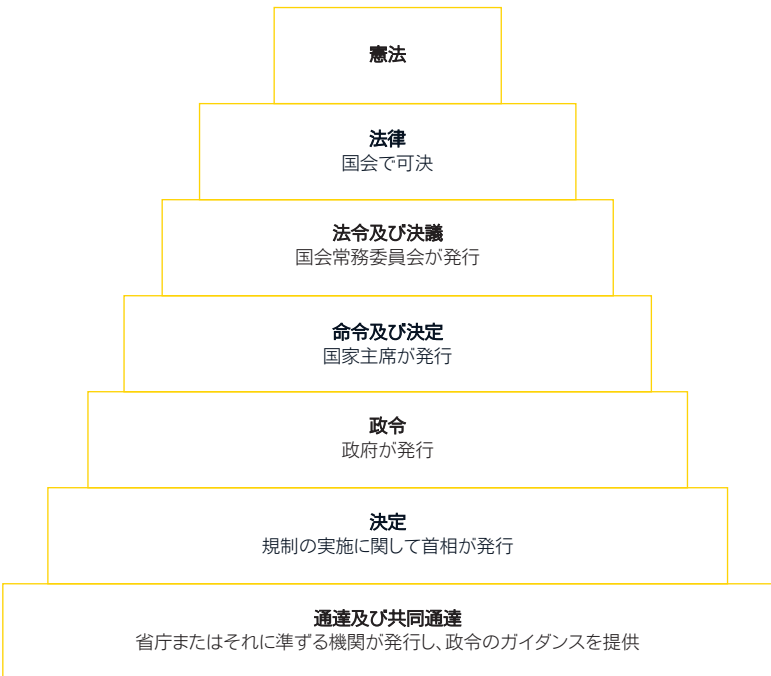



出典：2025年4月12日付の第13期党中央執行委員会第11回会議決議60-NQ/TW号

# 5 法令の階層構造

法律文書の公布に関する法律では、上位の法律文書が一般的な規則を定め、下位の法律文書が条文の明確化と追加の詳細を提供するという、法律の階層を整理しています。

### ベトナムにおける法令の階層




出典：法律文書の公布に関する法律80/2015/QH13号（2015年6月22日付ベトナム国会発行）

# 6 投資促進および透明性向上の方針

2024年末から2025年半ばにかけて、ベトナムの政治局は、国家の発展、イノベーション、主要分野における制度改革を強力に推進する一連の戦略的な方針を発表しました。

### 1 国家の科学技術、イノベーション、およびデジタルトランスフォーメーションに関する決議

決議第57-NQ/TW号は、国家の科学技術、イノベーション、デジタルトランスフォーメーションの推進を目的とした重要な戦略的取り組みを示しています。これらの要素が社会経済の発展と国際競争力の向上において果たす重要な役割を認識し、本決議はベトナムにおける強固な科学技術エコシステムを育成するための包括的な枠組みを示しています。

- 決議第57-NQ/TW号は、2030年までに達成すべき以下の目標を掲げています。
  - ベトナムはデジタル競争力と電子政府開発においてASEANでトップ3、世界でトップ50に入ります。また、AIのR&Dにおいて東南アジアのトップ3カ国に入ります。先進国と同等のデジタル技術企業は少なくとも5社あります。
  - 経済成長に対する全要素生産性（TFP）の寄与度は55%を超え、ハイテク製品輸出が輸出総額に占める割合は少なくとも50%に達しています。デジタル経済の規模はGDPの少なくとも30%に達しています。国民と企業によるオンライン公共サービスの利用率は80%を超え、非現金取引は80%に達しています。イノベーション活動を行う企業の割合は、企業総数の40%を超えています。科学技術とイノベーションは、ベトナムの文化的、社会的、人間的価値の構築と発展に重要な貢献を果たし、人間開発指数（HDI）が0.7以上を維持することに貢献しています。
  - R&D支出はGDPの2%に達し、そのうち社会支出は60%以上を占めています。年間予算支出総額の少なくとも3%は科学技術、イノベーション、国家のデジタルトランスフォーメーションに割り当てられ、発展の要求に応じて徐々に増加しています。科学研究、技術開発、イノベーションの人材は1万人あたり12人に達し、地域および世界の科学技術組織は40～50にランクされています。国際的な科学出版物の数は平均10%/年増加しています。特許出願数と特許保護証書数は平均16%～18%/年増加し、商業利用率は8%～10%に達しています。

## 2 国際統合に関する決議

決議第59-NQ/TW号は、ベトナムの国際統合に関する指針を示すために発出されました。この決議は、経済発展の方向性およびベトナムへの外国投資誘致の取り組みに関して、以下のようないくつかの要点を強調しています。

- 国際経済統合の有効性を高め、独立、自給自足、自立した経済の構築に貢献し、経済構造改革を促進し、成長モデルを革新し、デジタルトランスフォーメーションを推進します。
- 科学技術およびイノベーションにおける国際統合を促進し、国家の競争力の向上、持続可能な開発の余地の拡大、および国の近代化に貢献します。

## 3 法制度の近代化と整備に関する決議

決議第66-NQ/TW号は、ベトナムの社会主義志向の市場経済を規律する法制度の近代化と整備に向けた重要な一歩を示しています。この決議は、有利で透明性が高く効果的な法的環境を作り出し、国の持続可能な発展およびイノベーションを促進することを目的としています。さらに、決議第66-NQ/TW号は、新興技術および新しいビジネスモデルのための強固な法的枠組みの確立にも焦点を当てています。特に：

- 2025年までに、法的規制によって生じている「ボトルネック」の解消を基本的に完了します。
- 2027年までに、三階層政府モデルに基づく国家機構の運営に必要な統一的な法的基盤を確保するため、法令の改正、補足、新規制定を完了します。
- 2028年までに、投資およびビジネスに関する法制度を整備し、ベトナムの投資環境がASEANのトップ3に入るよう貢献します。

## 4 民間経済発展に関する決議

決議第68-NQ/TW号は、国家の経済成長および国際市場への統合を牽引する、力強くダイナミックな民間経済コミュニティの育成を目的とした、ベトナム共産党中央政治局による重要な指針を示しています。

この決議は、民間経済が国家経済の最も重要な原動力であり、成長を促進し、雇用を創出し、労働生産性を向上させる先導的な力であることを明確にしています。民間経済を育成・促進するために、本決議は2030年までに達成すべきいくつかの目標を掲げており、以下のような内容が含まれています。

- 民間経済は国家経済の最も重要な原動力となり、科学技術、イノベーション、デジタルトランスフォーメーションの発展における先駆者となります。
- 経済活動における企業数を200万社に増やします。これは人口1,000人あたり20社に相当します。特に、グローバルバリューチェーンに参加する民間経済の大規模企業は少なくとも20社となります。

民間経済は経済全体の成長率を上回る年間約10%～12%の平均成長率を達成します。GDPの約55%～58%、国家予算収入全体の約35%～40%を占め、全労働力の約84%～85%の雇用を創出し、労働生産性が平均約8.5%～9.5%向上します。

# 7 2021-2030年の海外投資協力戦略

2022年6月2日、首相は外国投資の効率の向上を掲げる2021-2030年の外国投資協力戦略を決定書No.667/QD-TTgで承認しました。決定書により下記の目標が設定されました。

- ベトナム共産党中央委員会の2019年8月20日の決議No.50-NQ/TWに基づく具体的な目標の完遂
  - 登録資本総額：2021年-2025年に1500億-2000億（約USD300億-400億/年）、2026年-2030年に2000億-3000億（約USD400億-500億/年）に達する。
  - 実行総額：2021-2025年にUSD1,000-1,500億（約USD200-300億/年）、2026-2030年にUSD1,500-2,000億（約USD300-400億/年）に達する。
  - 2018年と比較して先進的な技術及びモダンマネジメントを適用し、環境保護要件を満たす、ハイテクを導入する企業の割合が2025年までに50%、2030年までに100%増加する。
  - 商品のローカリゼーション率を、現在の20～25%から、2025年には30%、2030年には40%にする。
  - 高度技術水準を持つ労働者の割合を、2017年の56%から、2025年には70%、2030年には80%にする。

- 2021-2025年で全外資の70%以上、2026-2030年には75%以上になるよう、特定のエコノミーからの登録資本を高める。対象となるエコノミー：(i)アジア：韓国、日本、シンガポール、中国、台湾（中国）、マレーシア、タイ、インド、インドネシア、フィリピン、(ii)欧州：フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ロシア連邦、英国、(iii)アメリカ大陸：アメリカ合衆国。
- フォーチュン誌（米）が選ぶ世界のトップ500の大企業のうち、ベトナムに進出して活動している多国籍企業数が50%増加する。
- 2030年までにベトナムが世界銀行のビジネス環境カテゴリーでトップ60、アセアンリーディングカントリーのトップ3に位置する。

## 2023年5月24日付指令14/CT-TTgに沿った外国投資の実行性向上[1]

現在の世界的な経済情勢がもたらす課題に対応するため、首相は投資促進活動を含む外国投資の有効性を高めるための具体的な指示を出しました。外国人投資家については以下の点が強調されています。

- 2021-2025年における外資誘致プロジェクトの国家リストの公表と推進。
- ハイレベルな外交活動の枠内で、優遇措置パッケージや投資支援メカニズムに関して大企業と積極的に関わり、交渉する。
- 投資誘致のために影響力のあるチャネルを活用し、国際的な企業や投資家にベトナムへの投資を打診し、選定し、説得するための積極的な対策を講じる。
- 投資支援や優遇措置パッケージ（現金給付、労働訓練、インフラ整備支援、その他グローバルミニマム課税への対応策など）の策定において他国から学び、競争力強化のための関連法や政策の調整や補足を提案する。
- 特に、デジタル技術、半導体、マイクロチップ、電子ハードウェアの組立・生産、ソフトウェア生産など、発展が見込まれる主要分野において、質の高い外国投資資本の誘致を優先する。

[1]新しい段階における外国投資の効率を向上させるための課題と解決策に関する2023年5月24日付首相指令14/CT-TTg第5項

# 8 COP26におけるベトナムのコミットメント

## 気候変動会議におけるベトナムのコミットメント

COP26では、ベトナムは約150か国とともに、今世紀半ばまでにカーボンニュートラルを達成するという強いコミットメントを表明しました。

COP28では、ベトナムは国際パートナーグループとともに「公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）」を実施するためのRMPを正式に発表しました。RMPは、クリーンエネルギーの開発、温室効果ガス排出量実質ゼロと持続可能な発展という目標を実現するためのベトナムの取り組みにおける重要な節目となっています。ベトナムは、グローバル・クーリング・プレッジに最初に参加した63か国のひとつです。[1]



[1]"Global Cooling Pledge for COP28"、国連環境計画、https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/44310/Global-Cooling-Pledge-final_231206_145613.pdf

## 2021年11月に開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP26）における ベトナムのコミットメント：

| 一般のコミットメント | ベトナムのコミットメント |
|---|---|
| COP26に参加する国々は、今世紀半ばまでにネットゼロエミッションを達成することに沿った野心的な2030年の排出量削減標を打ち出すよう求められていました。 | **目標年：2050**<br>ネットゼロエミッション：<br>COP26におけるファム・ミン・チン首相の発言として、ベトナム が再生可能エネルギーにおける利点を生かし、温室効果ガスの排出を削減するためにより強い対策を採ることをコミット メントするものです。国際社会の協力及び支援により、ベトナ ムは2050年までにネットゼロエミッションを達成します。[2] |
| 世界メタン宣言に参加する国々は、気温上昇1.5°Cの目標を達成するよう、2030年までに世界のメタン排出量を2020年比で少なくとも30%削減することをコミットしました。また、各国の温室効果ガスインベントリ報告の正確性、透明性、一貫性、比較可能性、完全性を向上させることを約束しました。[3] | **目標年：2030**<br>世界のメタンガス排出量を30%削減します。<br>ベトナムは世界のメタン排出量を削減することを誓うコミットメントレターに署名しました。 |
| 各国は、クリーン電力が世界的に最も安価で利用しやすい選択になるように協力することをコミットしました。 | **目標年：2040**<br>新規石炭発電所の建設は行わない。<br>ベトナムは45カ国以上とともに、クリーン発電の導入の拡大、石炭発電からの脱却、新しい石炭火力発電への支援の終了をコミットしました。[4] |
| パリ協定の一環として、各国は排出削減目標を含む「国が決定する貢献」（NDC）を、可能な限り高い目標及び進展を反映させるよう5年ごとに見直すことに合意しました。 | **目標年：2030**<br>温室効果ガスを国内の自助努力で9%削減、国際援助も含めて27%削減<br>ベトナムは、温室効果ガス（GHG）排出量を2030年までにBusiness-as-usual比で9%削減（無条件）、Business-as-usual比で27%削減（減国際支援を条件に）を目標にしました。[5] |
| 145カ国が「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」に署名しました。持続可能な開発を実 現し、包括的な農村変革を推進しつつ、2030年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、さらにその状況を好転させることをコミットしました。 | **目標年：2030**<br>ベトナムの森林破壊をゼロに<br>ベトナムはパリ協定の目標を達成するために、森林破壊をなくすことをコミットしました。[6] |

[2] “Full remarks by the Prime Minister Pham Minh Chinh at COP26”、政府ニュース、https://en.baochinhphu.vn/full-remarks-by-pm-pham-minh-chinh-at-cop26-11142627.htm、2021年11月2日

[3] “Homepage”、世界メタン宣言、https://www.globalmethanepledge.org/、2022年8月2日に接続

[4] “Global coal to clean power transition statement”、2021年英国の国連気候変動枠組条約締約国会議、https://ukcop26.org/global-coal-to-clean-power-transition-statement/、2021年11月4日

[5] “NDC Support Programme”、UNDP、https://www.ndcs.undp.org/content/ndc-support-programme/en/home/ ourwork/geo-graphic/asia-and-pacific/vietnam、2022年8月2日

[6] “Glasgow Leader’ Declaration on Forest and Land use”、2021年英国の国連気候変動枠組条約締約国会議、https://ukcop26.org/glasgow-leaders-declaration-on-forests-and-land-use/、2021年11月2日

# 2021年から2030年までの国家グリーン成長戦略ビジョン2050年

## グリーン成長に関する国家戦略[1]

ビジョン2050を掲げ、2021年から2030年までのグリーン成長に関する戦略を承認した2021年10月1日付の決定書1658/QD-TTgによると、グリーン成長に関する国家戦略として、下記の一般的な目標および具体的な目標が設定されました。

- 一般的な目標：グリーン成長は、成長モデルのイノベーションによる産業部門の構造転換、経済繁栄、環境の持続可能性、社会的平等の達成を促進し、グリーン・カーボンニュートラルの経済への努力を行い、地球温暖化の緩和に貢献する。
- 具体的な目標：以下の通り

### グリーン成長に関する国家戦略の具体的な目標

| 具体目標 | | 2030 | 2050 |
|---|---|---|---|
| 2014年比GDPあたりの温室効果ガス排出量の削減 | | ≥ 15% | ≥ 30% |
| グリーニング経済セクター | GDPあたりの一次エネルギー平均消費量 | 1%–1.5%/年（2021-2030期間） | 1%/年（期間ごと–10年） |
| | 供給エネルギーに占める再生可能エネルギー比率 | 15%–20% | 25%–30% |
| | デジタル経済 | 30% | 50% |
| | 安定的森林被覆率 | 42% | 42%–43% |
| | 高度な節水方法を適用した乾燥地農業の総面積 | 30% | 60% |

[1]2022年から2030年までの国家グリーン成長戦略と2050年までのビジョンを承認する決定書1658/QD-TTg（2021年10月1日付、ベトナム首相発行）

| | | | |
|---|---|---|---|
| グリーニングライフスタイル及び推進 | 都市の生活廃棄物の基準に沿った収集処理率 | 95% | 100% |
| | 収集後の都市生活廃棄物の処理方法のうち、埋め立てが占める割合 | 10% | 有機固形廃棄物や資源ごみの埋立を最小限にする |
| | 規制と基準に沿った収集と処理がされる都市部の排水 | 第2級都市以上：50%<br>その他の都市：20% | 100% |
| | 公共交通機関利用率の向上 | 特別都市：≥ 20%<br>第1級都市：5% | 特別都市：≥ 40%<br>第1級都市：15% |
| | クリーンエネルギーを利用したバス | 特別都市：<br>運行中のバスの15%<br>第一級都市：新たなバスの10% | 特別都市：<br>運行中のバスの100%<br>第一級の都市：新たなバスの40% |
| | グリーン公共調達/総公共調達率 | ≥ 35% | ≥ 50% |
| | 持続可能なスマート都市に向けたグリーン成長都市計画マスタープランを承認・実現した都市の数 | 10 | 45 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 平等、包括、レジリエンスの原則に基づくグリーン化移行 | 人間開発指数(HDI) | > 0.75 | > 0.8 |
| | 省・市の大気質管理計画の策定・導入する省・市 | 2030年までに100% | |
| | 保健省による水質基準に適合した水を使用している人口 | ≥ 70% | ≥ 90% |

## エネルギー安全保障

2025年4月15日、首相は第8次国家電力開発基本計画（PDP8）の改定を承認しました。この計画は、2021年から2030年までの期間における再生可能エネルギーへの国家のコミットメントを強調し、2050年までのビジョンを示しています。

## 開発目標[2]

- 国家のエネルギー安全保障を強固に確保し、社会経済発展と国家の工業化・近代化の要求を満たす。
- 生産近代化に伴う公正なエネルギー転換を成功裏に実施し、スマートグリッドを構築し、先進的な電力システムを管理する。世界のグリーン転換、排出削減、科学技術発展の流れを持続。
- 再生可能エネルギーと新エネルギーに基づくエネルギー産業のエコシステム形成

## PDP8に基づく開発用電源の割り当て[3]

| 電源 | 2030 | 2050 |
|---|---|---|
| 総容量（輸出を除く） | 183,291 MW-236,363 MW | 774,503 MW-838,681 MW |
| 陸上および近海風力 | 26,066 MW- 38,029 MW (14.2%-16.1%) | 84,696 MW-91,400 MW (10.9%) |
| 洋上風力 | 6,000 MW-17,032 MW 2030年から2035年の期間に運転開始予定。条件が良好で価格が適切であれば進捗を加速できます。 | 113,503 MW-139,097 MW (14.7%-16.6%) |
| 太陽光 | 46,459 MW-73,416 MW (25.3%-31.1%) | 293,088 MW-295,646 MW (35.3%-37.8%) |
| バイオマス | 1,523 MW-2,699 MW | 4,829 MW-6,960 MW |
| 廃棄物 | 1,441 MW-2,137 MW | 1,784 MW-2,137 MW |
| 地熱およびその他の新エネルギー | 45 MW | 464 MW |
| 水力発電 | 33,294 MW-34,667 MW (14.7%- 18.2%)、または環境保護、森林保護、水資源保全を確保する場合はより高い容量 | 40,624 MW (4.8%-5.2%) |
| 原子力発電 | 4,000 MW-6,400 MW 2030年から2035年の期間に運転開始予定。条件が良好であれば進捗を加速できます。 | 10,500 MW-14,000 MW (1.4%-1.7%) |

[2]2050年までのビジョンを掲げた2021～2030年の国家電力開発計画の調整を承認する2025年4月15日付首相決定第768/QD-TTg号の第1条II.2.a項

[3]2050年までのビジョンを掲げた2021～2030年の国家電力開発計画の調整を承認する2025年4月15日付首相決定第768/QD-TTg号の第1条III.1.c項

| 電源 | 2030 | 2050 |
|---|---|---|
| 蓄電池 | 10,000 MW-16,300 MW (5.5%-6.9%) | 95,983 MW-96,120 MW (11.5%-12.4%) |
| 石炭火力 | 31,055 MW (13.1%-16.9%) | 0 MW (0%)、石炭の使用の中止 |
| バイオマス／アンモニア | 0 | 25,789 MW (3.1%-3.3%) |
| 国内ガス | 10,861 MW-14,930 MW (5.9%- 6.3%) | LNGへの転換:<br>7,900 MW (0.9%-1.0%)<br>水素への転換:<br>7,030 MW (0.8%-0.9%) |
| LNG | 22,524 MW (9.5%-12.3%) | 二酸化炭素回収・貯留 (CCS):<br>1,887 MW-2,269 MW (0.2%-0.3%)<br>水素との部分併用:<br>18,200 MW-26,123 MW (2.3%-3.1%)<br>完全に水素へ転換:<br>8,576 MW-11,325 MW (1.1%-1.4%) |
| フレキシブル電源 | 2,000 MW-3,000 MW (1.1%-1.3%) | 21,333 MW-38,641 MW (2.8%-4.6%) |
| 揚水式水力貯蔵 | 2,400 MW-6,000 MW | 20,691 MW-21,327 MW |
| 輸入 | ラオスおよび中国から9,360 MW-12,100 MW (4.0%- 5.1%) | ラオスおよび中国から14,688 MW (1.8%-1.9%) |
| 電力直接購入契約(DPPA) | 現在、年間100万kWh以上を消費する大口顧客は、システム全体の総電力出力の約25%を占めています。 | DPPAへの参加および新エネルギー生産は、再生可能エネルギーによる総発電量の約30%～60%を占めるか、市場の発展状況に応じてより高い割合を占める可能性がある。 |
| 輸出 | 2030年までにカンボジアへの電力輸出規模は約400 MWとなる見込みです。2035年までに、シンガポール、マレーシアおよび地域内の他国への電力輸出容量は、約5,000 MW～10,000 MWに達する見込みです。 | シンガポール、マレーシアおよび地域内の他国への電力輸出は、約10,000 MWの規模を維持します。この規模は、一定の条件を満たす場合にはさらに拡大する可能性があります。 |

# 国際金融センター



アジアへの金融センターシフトが進む中、ベトナムは競争優位性を確立し得る潜在力を有する市場の一つと位置づけられています。2025年6月27日、国会は決議第222/2025/QH15号（以下「決議222」）を採択し、ベトナムにおける国際金融センター（「IFC」）の設立、運営、管理、監督、および特別なメカニズム・政策に関する規定を定めました。IFCの設立は国家の戦略的ブレークスルーとして位置づけられており、国内の社会経済発展を支えるための資源動員と、ベトナムを国際金融市場と接続することを目的とし、地域および世界の繁栄と共同の発展にも寄与するものです。

ベトナムは、決議222、同決議を実施するための政府の政令、ならびにIFCにおける専門裁判所に関する2025年法を通じて、IFCの法的枠組みを初期段階として整備し終えています。

決議222の実施にあたり、2025年12月18日、政府はIFCにおける金融政策に関する政令第324/2025/ND-CP号（以下「政令324」）を公布しました。同政令は決議222の特定規定の詳細を定めるとともに、国際的な金融コングロマリット、金融機関、フィンテック企業などをベトナムに誘致することを目的とした、特徴的な優遇メカニズム・政策および行政支援策を導入しています。

また、金融制度におけるその他の柔軟措置に加え、政令324では主要な優遇税制も導入されています。

### 対象となる機関および条件

IFC会員として承認される対象には、銀行、証券・保険会社、投資ファンド、市場インフラ機関、フィンテック・デジタル資産企業、コンサルティングサービスプロバイダー、非金融組織、その他政府が定める機関が含まれます。

会員は本社をIFC内に置き、能力および信頼性基準を満たす必要があります。

### 法人税制度

- IFC 区域内の奨励分野における新規投資プロジェクトから生じる所得には、30 年間にわたり 10% の法人所得税率が適用され、最長 4 年間の免税および 9 年間の 50% 減税が認められます。
- IFC 区域内の非奨励分野における新規投資プロジェクトから生じる所得には、15 年間にわたり 15% の法人所得税率が適用され、最長 2 年間の免税および 4 年間の 50% 減税が認められます。
- IFC 区域内の奨励分野における拡張プロジェクトに対する税制優遇措置は、現行の法人所得税規定に従います。
- 奨励分野は、政令 323/2025/ND CP の付属書に記載されています。

### 個人所得税制度

- 給与所得：IFCで勤務する管理者、専門家、科学者、高度技能人材（ベトナム人および外国人）は、2030年末まで給与・賃金に係る個人所得税が免除されます。
- 投資所得：IFC会員の株式または資本を譲渡する個人は、2030年末まで個人所得税が免除されます。

### 輸出入税制度

- IFCと海外間で取引される物品・サービスは、国際条約および国内法規に従います。
- IFCのインフラおよびデータセンター向けで、国内で生産されていない機械設備、技術、ソフトウェア、材料の輸入については、免税措置が適用されます。
- IFCにおける固定資産投資の対象品目も、関連リスト・規定に基づき免税対象となります。



# 投資保護と投資優遇措置



# 1 投資保護[1]

LOI 2025の下、政府は外国人投資家に以下の投資保護を提供しています:

**外国人投資家への投資保護**

- 流用・没収の禁止
- 国防、安全保障、国益のために没収された場合の補償

- 国内の物品、サービス、及び販売業者を優先しない
- 物品・サービスの輸出比率数量、金額、種類に制限なし
- 輸出入比、輸入代替率、R&D比率を自社で決定することが可能
- 本社所在地や物品・サービスの提供地を自社で決定することが可能

- より有利な場合、新たな優遇措置を受ける権利
- 以前より不利になっても、現行の優遇措置を維持する
- 国防および安全保障上の理由から投資家が優遇措置を受ける権利を失った場合、関連する補償が適用される場合がある




- 投資資本と清算
- 事業活動による収入
- 合法的な現金及びその他の資産

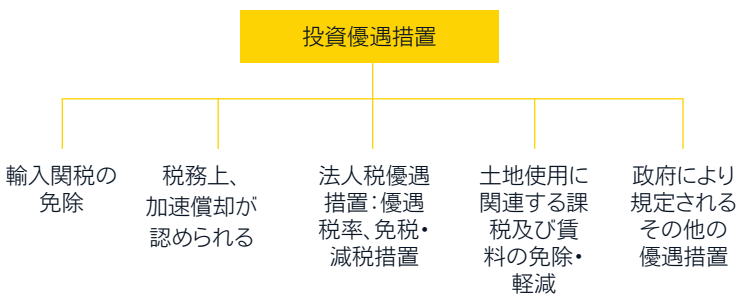
[1]2025年投資法の第9、10、11、12条



# 2 投資優遇措置及び支援[1]

2025年投資法により、以下の投資優遇措置及び政府支援が提供されています。

## 2.1 投資優遇措置




[1]2025年投資法の第14条



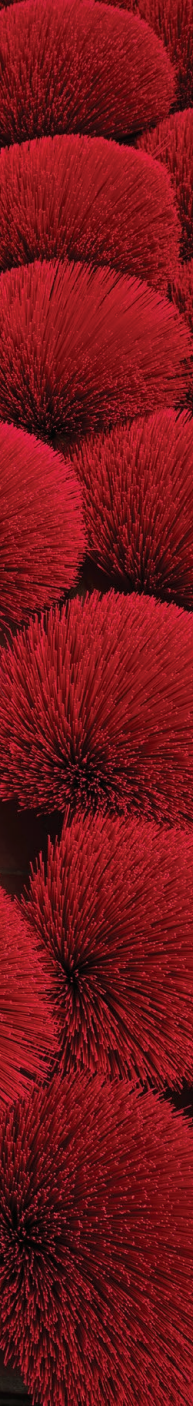
# 2.2 投資支援

1. 投資案件に関連する技術的・社会的インフラの整備
2. 人材育成と開発
3. 信用保証
4. 関連当局の決定による事業所へのアクセス及び事業所の移転
5. 科学技術及び技術移転
6. 市場開拓と情報提供
7. R&D
8. 投資支援基金
9. グリーントランジション、排出削減、気候変動への適応、デジタルトランスフォーメーション
10. 政府により規定されるその他の投資支援形態

出典：2025年投資法第14条3項

# 事業形態





# 1 直接投資の形態

外国投資家は、以下のような形態でベトナムに投資する ことができます。

- 事業体の設立
- 出資、株式・持分の取得
- 投資プロジェクトの実行
- 事業協力契約
- 政府が規定するその他の形態

出典：投資法143/2025/QH15（2025年12月11日付ベトナム国会発行）

# 2 企業の形態

## ベトナムの企業形態

| | 設立 | 所有 | 責任 |
|---|---|---|---|
| **一人有限責任会社** | 出資者（社員）からの出資により設立 | 1人の法人または1人の個人 | 会社の所有者は、会社の定款資本の範囲内で、企業の債務及びその他の負債に対して責任を負う |
| **二人以上有限責任会社** | 出資者（社員）からの出資により設立 | 出資者は法人、個人を問わないが、50名以下でなければならない | 二人以上LLCの場合、社員は、2020年企業法第47条4項に規定される場合を除き、出資額の範囲内で、企業の債務及びその他の負債に対して責任を負う |
| **株式会社** | 設立時株主が株式を引き受けることで設立 | 株主数3名以上(上限なし) | 株主は、その出資額の範囲内でのみ、企業の債務及びその他の負債に対して責任を負う |
| **パートナーシップ** | ゼネラルパートナーにより設立パートナーシップには有限責任社員が含まれる場合がある | 少なくとも2名(個人で、上限なし)のゼネラルパートナーが必要 | ゼネラルパートナーは、自分の全資産に相当する企業の負債に対して責任を負う。有限責任 社員は、出資を約束した額に相当する企業の負債に対して責任を負う |
| **私企業** | 1人の個人によって設立 | 1人の個人が所有 | 所有者は、自分の全資産に相当する会社の運営全体に対して責任を負う |

出典: 2020年6月17日付の企業法No.59/2020/QH14

# ベトナムでの投資プロジェクト及び企業の設立

2025年投資法では、ベトナムが加盟している国際条約のさまざまな公約や、現地の規制を考慮して、市場参入に関するより明確なルールを導入しています。

**外国投資家が市場に参入できる事業分野**

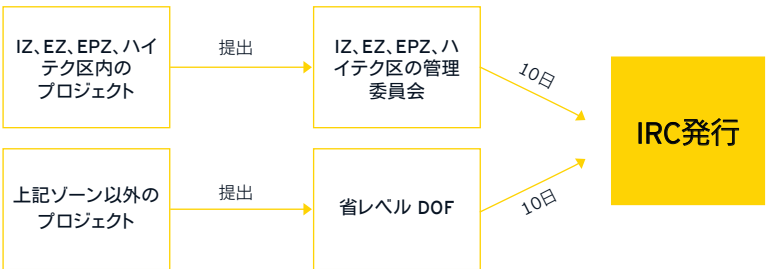
| | | |
|---|---|---|
| 外国投資家が参入できない分野（政令31/2021/ND-CP、付録I、表A） | ✖ 外国投資家には認めれない | |
| 外国投資家が条件付きで参入できる分野（政令31/2021/ND-CP、付録 I、表B） | ✔ 外国投資家は条件付きで市場参入が認められる | 市場への参入条件<br>▪ 外資比率<br>▪ 投資の形態<br>▪ 投資の範囲<br>▪ 投資家の能力<br>▪ その他 |
| 表A及び表Bに含まれていない事業分野 | ✔ 外国投資家は、国内投資家と同等に市場参入できる | |

出典：政令31/2021/ND-CP（2021年3月26日付政府発行）第17条

外国投資家は、投資プロジェクトを設立すること（IRCの取得）と、そのプロジェクトを管理する事業体を設立すること（ERCの取得）により、ベトナムにおいて事業を開始することができます。2025年投資法では、外国投資家は、外国投資家に適用される市場参入条件を満たしている場合、IRC の発行または修正手続を完了する前であっても、投資プロジェクトを管理するための事業体を設立することが可能とされています。一部の投資プロジェクト（外国資本の有無にかかわらず）は、所管当局の事前承認が必要となります。例：原子力発電所、特殊用途林、源流保護林または国境保護林、空港・ターミナルの建設、石油加工、賭博・カジノ（外国人向けの賞金付き電子ゲーム事業を除く）；ゴルフ場等

## 登録プロセスの手順とタイムライン

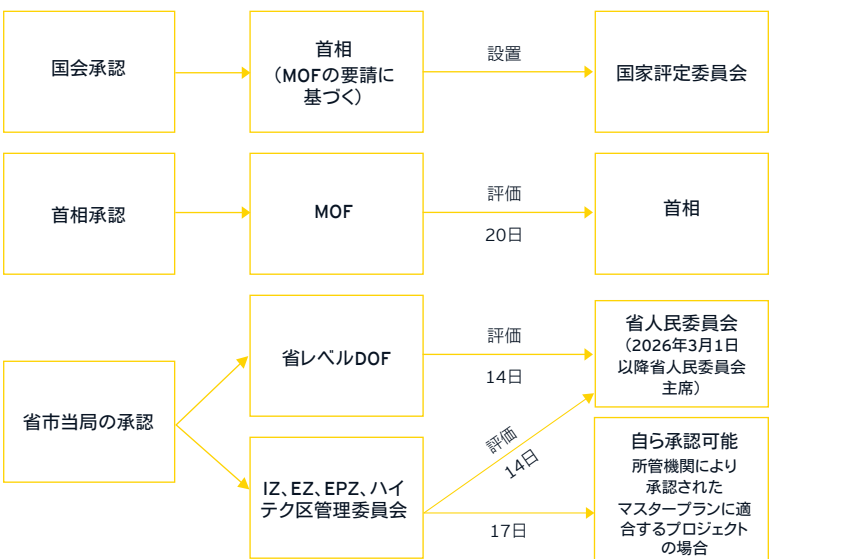
### 事前承認を要しないプロジェクト




出典：ベトナム国会より発行の2025年12月11日付LOI法律第143/2025/QH15号、および2025年9月3日付政令第239/2025/ND-CP号より改正される2021年3月26日付政府政令第31/2021/ND-CP号

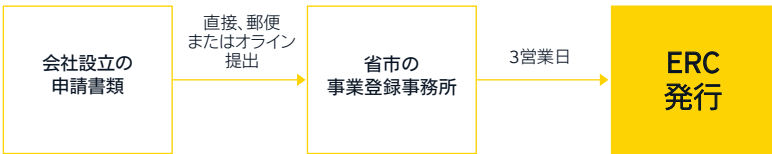
## 事前承認を取得するまでの手順およびタイムライン

### 事前承認を要するプロジェクト

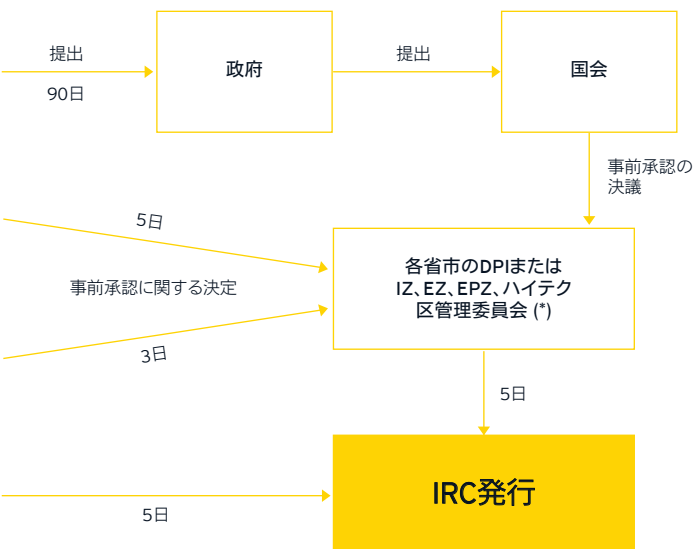



出典：ベトナム国会より発行の2025年12月11日付LOI法律第143/2025/QH15号、2021年3月26日付政令第29/2021/ND-CP号、および2025年9月3日付政令第239/2025/ND-CP号より改正される政府より発行の2021年3月26日付政令第31/2021/ND-CP号

## 会社設立の手順およびタイムライン




出典：ベトナム国会より発行の2020年6月17日付LOE法律第59/2020/QH14号




(*) 国会、政府首相、または省人民委員会の投資方針承認権限に属する投資プロジェクトに適用されます。

# 知的財産の発展



知的財産に関するWTOの要件および知的財産権の保護についてより高い水準を満たすため、2022年6月16日に改正知的財産法（LOIP）がベトナム国会において批准され、2023年1月1日に施行されました。以下の変更により技術移転及び知的財産権の商業化の推進が期待されます。

- 行政手続きの明確化：組織や個人による著作権及び関連するその他の権利のオンライン登録を行うための手続きの明確化、工業デザイン（意匠権）の説明ルールの簡素化、工業デザイン（意匠権）の公開延期の可能化、工業デザイン（意匠権）の苦情解決手続きに関するいくつかの条項を補足することによって意匠権の登録プロセスが簡便化されました[1]。
- 著作権および関連する権利に関するより具体的な規定：
  - 著作者と支援者の定義：著作者とは著作物を直接創作した人物であり、著作物の創作のための支援、アイデア、材料を提供した人物は著作者ではなく、共同著作者にも該当しません[2]。
  - 財産権を譲り受けた組織又は個人に対して、命名権の譲渡が許可されました。[3]
- 音商標サンプルの定義及び音商標保護の規定が導入されました。商標が音である場合、商標の形態は音声ファイル及び音声によるグラフィック表現を伴うものでなければならないと規定されています[4]。

[1] 知的財産法の改正及び補足に関する法律第07/2022/QH15号第1条14項、33項、38項、44項（2022年06月16日付ベトナム国会発行）

[2] 知的財産法の改正及び補足に関する法律第07/2022/QH15号第1条4項（2022年06月16日付ベトナム国会発行）

[3] 知的財産法の改正及び補足に関する法律第07/2022/QH15号第1条5項（2022年06月16日付ベトナム国会発行）

[4] 知的財産法の改正及び補足に関する法律第07/2022/QH15号第1条34項（2022年06月16日付ベトナム国会発行）

2025年6月27日、国会は2025年10月1日施行の科学技術改革法を公布しました。この法律は、イノベーションを促進するための基本原則として、知的財産権の登録、保護、管理および活用の基盤的役割を強調しています。[5]

詳細：

- 知的財産権の登録、保護、管理および活用を支援する科学、技術およびイノベーションの発展のための国家予算が、配分されます。[6]
- 「知的財産権の効果的な活用」は、この法律の下で一定の優遇措置を受ける革新的なスタートアップ企業を認定する基盤を再確認しています。[7]
- 非上場組織は、知的財産権が尊重されることを条件に、公的機関と協力して科学研究を推進し、技術革新を促進し、研究成果の商業化を図ることが認められています。[8]
- さらに、この法律は、所有者が発明、意匠、回路配置、植物品種を使用または譲渡する際に、発明者、意匠の設計者、回路配置設計者、および植物品種の育成者に対して報酬を支払う義務に関するLOIPの一部条項を修正・補足しています。[9]

現在、科学技術省はLOIPの改正案を起草中であり、その主要な政策分野の一つに、イノベーションの促進、知的財産の創出、および商業的活用を支援することが含まれています。

[5]国会発行の科学技術イノベーション法第93/2025/QH15号の第5条4項

[6]国会発行の科学技術イノベーション法第93/2025/QH15号の第62条1項

[7]国会発行の科学技術イノベーション法第93/2025/QH15号の第3条18号

[8]国会発行の科学技術イノベーション法第93/2025/QH15号の第37条3項

[9]国会発行の科学技術イノベーション法第93/2025/QH15号の第71条7項



# 土地・住宅



# 1 土地

2024年8月1日施行の土地法第31/2024/QH15号では、外国投資企業（FIE）の土地使用形態が規定されています。

| 土地使用の形態 | 土地使用権に関わる金銭的債務 |
| --- | --- |
| ▪ 国から割り当てられた土地<br>▪ 国や不動産デベロッパーから借りた土地 | ▪ 土地使用権証書の発行について<br>　▪ 土地使用料（国家からの土地の割当て、または土地使用目的の変更により土地使用料が課される場合に適用）[1]<br>　▪ 土地使用権登録料[2]<br>　▪ 土地使用権証書発行のための評価手数料[3]<br>　▪ ライセンス料[4]<br>　▪ 土地補償費（国家からFIEに割当てまたは賃貸用の土地が未開発であり、既存の土地使用者からの土地収用および立ち退き手続きが必要な場合に適用）<br>▪ 運用期間中：土地賃貸料、非農地使用料[5]、農地使用料[6]、天然資源税（該当する場合） |

[1]土地法の第153条1項(a)、および土地使用料・土地賃貸料に関する2014年5月15日付の政府政令第103/2024/ND-CP号の第1条1項

[2]人民評議会の権限に属する手数料および料金に関する2019年11月29日付の財務省通達第86/2019/TT-BTC号の第3条5項および第5条2項(đ)（通達86/2019）

[3]改正後の通達86/2019の第2条11項および第5条第1項(i)

[4]ライセンス料に関する2022年1月15日付の政府政令第10/2022/ND-CP第3条1項および第4条

[5]税務管理法の一部条項に関する2020年10月19日付の政府政令第126/2020/ND-CP第8条3項(đ)（政令第126/2020）

[6]政令126/2020の第8条3項(đ)

**基礎建設期間終了後の土地賃貸料の免除[1]**

| 対象 | 免除期間 |
|---|---|
| 奨励投資分野のプロジェクト | 3年間 |
| 社会経済的に困難な地域におけるプロジェクト | 7年間 |
| 特に社会経済的に困難な地域におけるプロジェクト；特に奨励される投資分野のプロジェクト；社会経済的に困難な地域に所在する奨励投資分野のプロジェクト | 11年間 |
| 特に社会経済的に困難な地域に所在する奨励投資分野のプロジェクト、または社会経済的に困難な地域に所在する特に奨励される投資分野のプロジェクト | 15年間 |
| 特に社会経済的に困難な地域に所在する特に奨励される投資分野のプロジェクト | プロジェクトの全期間 |
| 土地法第157条1項(a)に規定される、優遇措置対象分野に該当する、またはインセンティブ対象地域に所在する生産または事業目的のプロジェクトで、以下のいずれかの条件を満たすもの：<br>▪ 首相決定に該当する投資の種類、規模、基準、社会化基準のリストに含まれるプロジェクト<br>▪ 非営利プロジェクト | プロジェクトの全期間 |

[1]土地法の第157条1項(a)に規定される土地利用に適用されており、投資法および関連規定により投資優遇措置の対象となる分野または地域における生産および事業目的のための土地利用を含みます。ただし、商業用住宅建設、商業用土地利用、またはサービス用土地利用の場合は除きます。

# 2 住宅

外国人は、ベトナムにおいて、商業住宅（アパートや独立した家を含む）を購入、賃貸、受け取る、または相続することができます。ただし、国家防衛安全保障の地域外に限定されます。[1]

外国投資家は、ベトナムにおいて不動産ビジネスに投資することができます。商業住宅建設投資プロジェクトの投資家は、不動産業を営む企業でなければならず、以下のいずれかのケースに該当する必要があります[2]：

- 投資家は、土地使用権のオークションで落札するか、土地使用するプロジェクトの入札で落札することによって、土地の割り当て、または賃貸で取得することができます。その他、投資法に従うオークションや入札に参加することで承認されます。
- 投資家は、商業住宅建設投資プロジェクトの投資家として承認される場合に、当該プロジェクトに使用する土地の種類に応じた土地使用権の取得について合意し、土地使用権を持っている、または土地法に基づき土地使用権を保有している必要があります。

[1]住宅法第17条第2項。
[2]住宅法第36条。

# 会計、税務、関税



# 1 会計

## ベトナムの会計規則

現行の会計法は、2025年1月1日から施行される第56/2024/QH15によって改正された第88/2015/QH13です。会計法は、ベトナムにおける最上位の会計規則です。会計に関するガイダンスは、政府決定、政令、通達、オフィシャルレター、及びVASによって規定されています。

## 会計基準

2001年から2005年にかけて発行されたVASは現在26あり、これらは主に発行当時のIASやIFRSに基づいた内容となっています。そのため、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号「収益認識」、IFRS第16号「リース」等の新しい会計基準はまだ適用されていません。しかしながら、ベトナムはVASとIFRSの差異を埋めるためのロードマップを導入しており、将来はIFRSの任意適用が可能になると期待されています。

2020年3月16日、ベトナムはVASとIFRSのギャップを埋めるためのロードマップを導入し、2022年から2025年にかけてIFRSを任意適用し、2025年以降にIFRSを強制適用することを計画しています。しかし、IFRS導入ロードマップには遅れが生じており、財務省（MOF）が策定したIAS適用に関する最新の通達案に基づく場合、IFRSの任意適用は、2028年度から、FDI企業およびベトナム国際金融センターの構成員である企業・経済組織において開始される可能性があります。

## 会計制度

財務省（MOF）は2025年10月27日付けで通達第99号（Circular 99）を発行し、2026年1月1日から施行します。本通達は、ベトナム会計制度および会計基準の適用に関する指針を提供するものであり、IFRSにより近い内容と評価されています。また、Circular 99は、2014年12月22日付けで発行され、2025年12月31日まで企業に広く使用されていた通達第200号（Circular 200）を置き換えます。



## 新規設立企業の初期登録

新規設立企業は、税務当局に以下のような内容を含む通知をする必要があります。

- フレームワーク：VAS
- 言語：会計記録はベトナム語である必要がありますが、一般的に使用されている外国語との併用も可能です。
- 会計年度：会計期間は通常12ヶ月間で、企業は会計年度末を選択することが可能です。会計年度末は12月末か、各四半期末（3月末、6月末、9月末）のいずれかになります。
- 機能通貨：会計記録は、一般的にVNDで行うことが求められています。外国通貨で主な取引を行う企業は、所定の要件をすべて満たしていれば、会計記録及び財務諸表の表示に外国通貨を選択することができます。

企業は、会計法及び規制で定められた所定の基準と条件を満たすチーフアカウンタントを任命する必要があります。チーフアカウンタントを任命できない場合、企業は規制で定められた基準と条件を満たす会計担当者を一時的（最長12ヶ月）に任命するか、外部の会計事務所にチーフアカウンタント業務を委託することができます。

# 会計記録と財務諸表

## 会計記録

会計書類：会計伝票及び会計帳簿は、紙面または電子データで保管することができます。電子データで保管されている場合、会計伝票と会計帳簿は、管轄当局からテスト、検査、モニタリング、監査の目的で要求された場合にのみ印刷する必要があります。

**保管期間：**

- 企業の管理・運営に使用される文書：5年
- 会計データ及び会計帳簿：10年
- 経済、国家安全保障、防衛の観点から重要な文書：無期限

## 年次財務諸表

VASおよび通達第99号に基づき作成する基本的な財務諸表は、次のとおりです。

- 財政状態計算書（通達第200号では貸借対照表と呼ばれた）
- 損益計算書
- キャッシュ・フロー計算書
- 注記

年次財務諸表は、チーフアカウンタント及び法定代表者の承認を受け、財務諸表の写しを会計年度終了後90日以内に地方当局に提出しなければなりません。

法定の報告のために、機能通貨としてVND以外の通貨を使用している企業は、一定の規則に従って、使用している通貨で作成された財務諸表をVNDに換算する必要があります。

FIEは、年次財務諸表の監査を受けることが義務付けられています。そのため、FIEは、毎年MOFが承認・公表している監査人のリストの中から監査人を選任しなければなりません。

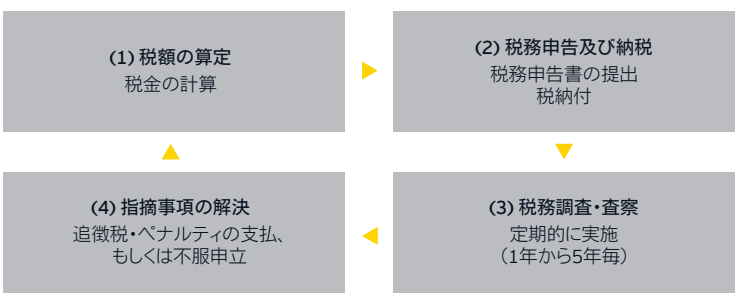


# 2 税務

## 2.1 ベトナムの税制

税務申告は自己申告制であり、納税者が自主的に納税額を決定する責任を負います。自主的に申告、納税された税金は、税務当局による税務調査または査察の対象となります。税務調査は通常1年から5年の期間中に行われます。税務調査中に指摘を受けた場合には、是正が求められますが、不服申し立制度を利用することも可能です。

### 納税額決定までの一般的な手順




出典：政府が発行した2020年10月19日付の政令第125/2020/ND-CP；政府が発行した2020年10月19日付の政令第126/2020/ND-CP；ベトナム国民議会が発行した2019年6月13日付の税務管理法第38/2019/QH14；ベトナム国民議会が発行した2025年12月10日付の税務管理法第108/2025/QH15号。

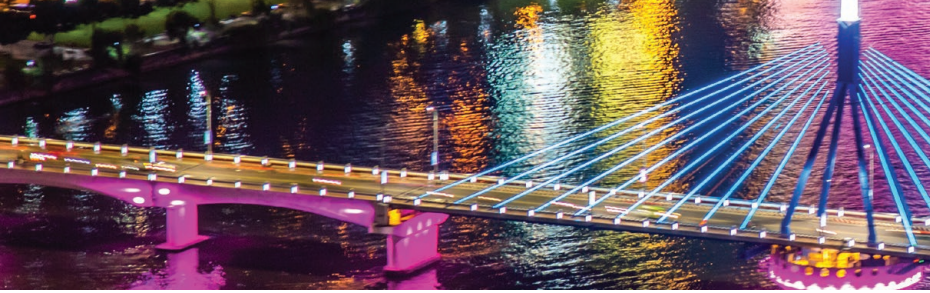


ベトナムへの投資を検討している企業に関連する税金は、以下のとおりです。

## すべての税金は全国で適用されます

| 分類 | 税金 |
|---|---|
| 主な税金 | CIT<br>VAT<br>FCWT<br>PIT |
| その他 | SST<br>天然資源税<br>環境保護税（EPT）<br>ビジネスライセンス料（BLF）<br>その他 |

出典：ベトナム国民議会が発行した2025年6月14日付の法人税法第67/2025/QH15；ベトナム国民議会が発行した2024年11月26日付の付加価値税法第48/2024/QH15；特別消費税法第27/2008/QH12（2025年12月31日まで有効）、ベトナム国民議会が発行した2025年6月14日付の特別消費税法第66/2025/QH15（2026年1月1日から施行）；政府が発行した2010年5月14日付の政令第50/2010/ND-CP。



# 2.2 税務申告の時期

## 税務申告書の提出期限

| 申告基準 | 期限 | CIT | VAT(*) | FCWT | PIT(*) | BLF |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 月次 | 翌月20日 | | ✔ | ✔ | ✔ | |
| 四半期 | 四半期末から翌月の最後日 | (**) | ✔ | | ✔ | |
| 年度/確定報告 | 納税年度末から3ヶ月後の月末 | ✔ | | ✔ (****) | ✔ | ✔ |
| 発生時(***) | 発生から10日以内 | ✔ | ✔ | ✔ | ✔ | |

(*) 付加価値税（VAT）および個人所得税（PIT）の申告は、通常月次で行います。四半期ごとのVAT申告は、企業の要請に応じて適用され、次のいずれかに該当する企業にのみ適用されます：(i)設立から12か月間の新設企業；または(ii)前年度の年間収益が500億VND以下の企業。四半期ごとのPIT申告は、VAT申告が四半期ごとである場合、または納税者がVAT申告の対象でない場合に、納税者の要請に応じて適用されます。

(**) 企業は、暫定的な四半期法人税（CIT）を四半期末の翌月末までに予納する必要があります。

企業がインフラや販売または賃貸用の住宅に関するプロジェクトを実施し、顧客から前金を受け取る場合、総収益または前金の1%を予納する必要があります。

(***) 特定のケース、例えば、外国投資家の資本移転活動から派生する法人税（CIT）；資本移転、不動産移転、資本投資、相続、贈与、著作権、フランチャイズ、賞金等、海外で獲得した所得に関して個人またはその個人を代表する組織が申告する個人所得税（PIT）；または固定の事業所や定期的な事業活動を持たない事業個人または世帯の賃貸収入や事業収入に関して申告するPITなどがあります。

(****) 契約終了時、または年間ベースで確定します。これは、FCWTの申告方法により異なります。

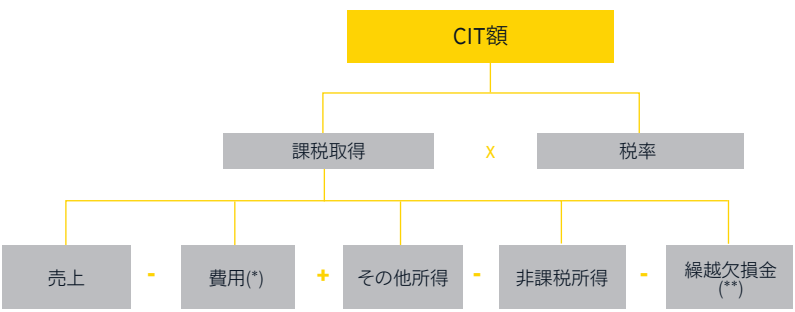
出典：ベトナム国民議会が発行した2019年6月13日付の税務管理法第38/2019/QH14；ベトナム国民議会が発行した2025年12月10日付の税務管理法第108/2025/QH15；政府が発行した2020年10月19日付の政令第126/2020/ND-CP（税務管理法の一部条項に関する詳細規定を提供）；政府が発行した2016年10月4日付の政令第139/2016/ND-CP（ライセンス税に関する規定）



# 2.3 法人税

## 税計算

### CITの計算




(*) 損金算入は、以下の条件を満たすものとします：(i) 損金不算入費用のリストに含まれていないこと；(ii) 企業の生産および営業活動に関連する実際の費用であること（税務期間中の実際のコストに基づく追加の損金を含む）または法律で特に規定されたその他の実際の費用であること；(iii) 適切な請求書と現金以外の決済証拠があること。ただし、政府が定める特定のケースを除きます。

(**) 損失は、5年間にわたり、連続して完全に繰り越すことができます。異なる種類の事業活動からの利益に対して損失を相殺する際には、特定の規則と制限があります。

出典：2025年6月14日付の法人税法第67/2025/QH15第7条、ベトナム国民議会が発行、2025年10月1日から施行され、2025年以降の法人税期間に適用されます。

# 損金不算入

## 損金不算入項目

**いくつかの損金算入が認められない費用**

- 実際に支払われていない、または労働契約書、労働協定、社内規定で明確に規定されていない人件費
- 実際に支払われていない雇用コスト、または適用される法律で要求される文書で裏付けされていないコスト
- 従業員に対する過剰な福祉費用

---

- 規則に従っていない未払費用
- 生産および事業活動のために非信用機関から借り受けた借入金の利息が、民法で定められた上限を超えているもの
- 登録された出資スケジュールに従ってまだ払い込まれていない出資資本金部分に対応する借入金の利息

---

- 外国企業の恒久的施設に配分された過剰な事業管理費
- 規則に従っていない引当金
- 特定の場合を除き、課税所得に対応しない経費

---

- 関連会社間取引を有する企業の過剰な利息
- 教育、医療、自然災害、または慈善住宅の建設などの特定の目的を除く寄付金
- 従業員に対する任意年金保険および生命保険への過剰な拠出

---

- 企業の所有者が拠出する資本の増加または減少に直接関連する特定の費用
- 行政罰、罰金

出典：2025年6月14日付のベトナム国会発行の法人税法第67/2025/QH15第9条、2025年10月1日から施行され、2025年以降の法人税期間に適用されます。




## 税率

標準法人税率は20%です。前年度の年間売上高が30億VND以下の企業には15%、30億VNDから500億VNDの企業には17%の低い法人税率が適用されます。石油、ガス、その他の希少かつ貴重な天然資源の探査および採掘に関する活動の法人税率は、プロジェクトの種類や立地に応じて25%から50%の税率が適用されます。

## 納税

2022年度以降、第4四半期までの予定納税額は、確定申告税額の80%以上であることが求められます。それを下回る場合、遅延利息が適用されます。

## 税制優遇措置

企業が受けられる法人税優遇の水準は、所在地、業種、事業規模など多くの要因に基づいて異なります。

企業が複数の異なる優遇措置制度の適用対象となる場合、最も有利な制度を選択して適用することが認められます。

なお、別の制度に切り替える場合、すでに享受した優遇措置の期間を控除しなければなりません。

一般的に、優遇税制制度に基づく優遇税率は、収益が発生した最初の年度から適用されます。免税措置は、課税対象となる利益発生初年度または収益発生の4年目のいずれか早い方から適用されます。

ハイテクを適用するプロジェクト、ハイテク企業、ハイテクを適用する農業企業、科学技術企業、裾野産業製品製造プロジェクトについては、必要な証明書が付与された年から優遇税率が適用されます。

以下の表は、ベトナムにおける税制優遇措置をまとめたものです。

## ベトナムの投資優遇措置の概要

### 所在地別

| 活動内容 | 法人税優遇措置 | |
|---|---|---|
| | 優遇税率 | 免税・減税期間 |
| ▪ 社会経済的に特に困難な地域<br>▪ 社会経済的に困難な地域／特に困難な地域に所在する経済特区<br>▪ ハイテクゾーン、IT集積パーク | 10%<br>15年間 | 4年間の免税措置続く9年間は50%の減税 |
| ▪ 社会経済的に困難な地域<br>▪ 社会経済的に困難な地域／特に困難な地域に所在しない経済特区 | 17%<br>10年間 | 2年間の免税措置続く4年間の50%減税 |

### 事業分野別

| 活動内容 | 法人税優遇措置 | |
|---|---|---|
| | 優遇税率 | 免税・減税期間 |
| ▪ ハイテク企業／ハイテクの適用企業、および法令で規定される戦略技術の応用<br>▪ 浄水場、発電所、排水・給水システム、橋梁、道路、鉄道、港湾などの投資・開発<br>▪ ソフトウェア製品の生産、規定条件に適合するネットワーク情報セキュリティ製品及びサービスの生産、主要デジタル技術製品及びサービスの生産、半導体チップ製品の研究開発、設計、製造、パッケージング、テスト、人工知能データセンターの構築<br>▪ 複合材料、軽量建築材料、希少材料、再生可能エネルギー、クリーンエネルギー、廃棄物処理によるエネルギーの生産<br>▪ 環境保護<br>▪ 特定の規定条件を満たす裾野産業製品の製造<br>▪ 投資法第20条第2項に記載されている特定の投資プロジェクト | 10%<br>15年間 | 4年間の免税措置続く9年間は50%減税 |

| 活動内容 | 法人税優遇措置 | |
|---|---|---|
| | 優遇税率 | 免税・減税期間 |
| ▪ 社会経済的に困難な地域／特に困難な地域での社会化活動プロジェクト | 10%<br>プロジェクト期間全体 | 4年間の免税措置続く9年間は50%減税 |
| ▪ 社会経済的に困難な地域／特に困難な地域以外での社会化活動プロジェクト | 10%<br>プロジェクト期間全体 | 4年間の免税措置続く5年間は50%減税 |
| ▪ 林業の栽培、農作物・植林木・家畜・水産物の生産、社会経済的に困難な地域における農業および水産物の加工、植物の種苗・動物の品種の生産、製塩、農産物・水産物・食品の保存など | 10%<br>プロジェクト期間全体 | 該当なし |
| ▪ 社会経済的に困難な地域／特に困難な地域に所在しない農作物、植林木、家畜、水産物の生産、および農業・水産物の加工 | 15%<br>プロジェクト期間全体 | 該当なし |
| ▪ 高級鋼材の製造、省エネ製品の生産、農業・林業・水産業・製塩向けの機械および設備の製造、灌漑設備の製造、家畜飼料・家禽飼料・水産飼料の生産<br>▪ 自動車の生産および組立、その他のデジタル技術製品の製造 | 10年間にわたり17% | 2年間の免税措置続く4年間は50%減税 |

**事業規模別**

| 活動内容 | 法人税優遇措置 | |
|---|---|---|
| | 優遇税率 | 免税・減税期間 |
| ▪ 最低投資資本規模が12兆VND以上であり、科学技術大臣が定める要件を満たす技術を使用すること(*) | 15年間にわたり10%(**) | 4年間の免税措置続く9年間は50%減税 |

(*) 資本は、認可取得から5年以内に拠出されなければなりません。

(**) 以下のいずれかの条件を満たす場合、優遇税率は、首相の承認を条件として最大15年間延長可能です。

(i) 世界的競争力を有する製品を製造し、収益発生日から5年以内に年間収益が2兆ドンを超えること。

(ii) 常時6,000人を超える労働者を雇用していること。

(iii) 投資プロジェクトが指定された技術経済インフラのリストに含まれていること。

出典：2025年6月14日付のベトナム国会制定法人税法第67/2025/QH15第13条および第14条（2025年10月1日より施行、2025年以降の法人税期間に適用）

## 優遇制度の延長

首相の承認を条件として、特に奨励される分野の一部の投資プロジェクトは、優遇税率の適用期間を最大15年間延長できる場合があります。

また、社会経済の発展に大きな影響を与える特定の投資プロジェクトは、首相の承認があれば、優遇税率の期間延長と併せて最大50%の税率引き下げの対象となる可能性があります。

## 拡張投資プロジェクト

企業が現在実施中の投資プロジェクトにおいて、規模拡大、生産能力の増強、技術革新、汚染削減、または環境改善を行い、かつ法人税優遇の対象となる分野または地域に属している場合、これらのプロジェクトから生じる追加所得については、当該プロジェクトが本来享受する法人税優遇措置を、その残存期間中は同様に適用することができます。もし、既存プロジェクトの優遇適用期間が既に満了している場合でも、拡張投資プロジェクトが規定された要件を満たす限り、追加所得について免税・減税などの優遇措置を適用できます。ただし、この場合は優遇税率は適用されません。

# グローバルミニマム課税に関する決議（GMT）

2023年11月29日、ベトナム国会はベトナムにおけるGMTの実施に関する決議第107/2023/QH15（以下「決議107」）を可決しました。同決議は2024年1月1日から施行され、2024会計年度以降に適用されます。

決議107により、適用対象となる事業体には、過去4会計年度の少なくとも2会計年度において年間連結売上が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループの構成事業体が含まれます。管轄区域の実効税率（ETR）が15%の最低税率を下回る場合、ベトナムにおいてトップアップ税が課されます。

決議107は、適格国内ミニマムトップアップ課税（QDMTT）および所得合算ルール（IIR）の両方を対象としています。

2025年8月29日、政府は決議107のいくつかの条項に関する詳細を定める政令第236/2025/ND-CPを正式に発行しました。これにより、ベトナムにおけるGMT制度の適用に関する包括的な法的枠組みが確立されました。



# 2.4 付加価値税

VATは、ベトナム国内での生産、取引、消費に使用される商品やサービス（海外の組織や個人から購入したものも含む）に課税されます。

## 納付

一般的に、VATは事業活動が行われている地域の税務当局に支払わなければなりません。一方、輸入品の場合は、VATは、実際の輸入時に税関当局によって徴収されます。

## 申告方法

VATの申告方法には、控除方式と直接方式の2種類があります。申告方法の適用条件は、年間売上、事業分野、会計システム、事業目的等に基づいています。

### 控除方式と直接方式の条件比較

| 条件 | 控除方式 | 直接方式 |
|---|---|---|
| 年間売上 | VAT対象となる売上が10億VND以上 | VAT課税対象売上高が1億VND未満（ただし控除方式を任意適用する場合を除く） |
| 事業分野 | 控除方式によるVAT申告を自主的に登録した場合 | 金、銀、宝石の取引に係る事業<br>事業を営む個人・世帯 |
| 会計システム | 関連する会計およびインボイスの規定に従って、完全な帳簿、インボイスおよび書類を備えること | 適切な会計帳簿の維持は不要 |

出典：2024年11月26日付のベトナム国会発行の付加価値税法第48/2024/QH15第11条および第12条、2025年7月1日付の政府発行の政令第181/2025/ND-CP第II章第4および第5節

# 税金計算（控除方式）

## VAT計算（控除方式）

| 仕入VAT(*) | 売上VAT | VAT納付額 |
|---|---|---|
| ▪ 購入した商品及びサービスのVATインボイスに記載されているVAT金額すべて<br>▪ 輸入品に支払ったVAT<br>▪ FCWTとして支払ったVAT | 販売した商品又はサービス にかかるVAT合計 | 売上VATから仕入VATを引いた差額 |

(*) インプットVATを控除するためには、次の条件を満たす必要があります：(1) VAT課税対象となる企業の事業活動に関連していること、(2.1) 正規のVATインボイスによって裏付けられていること、(2.2) 支払の証憑があること（5百万VND以上のインボイスについては非現金方式によるもの）、または (2.3) 納税証明書があること（輸入VATの場合）、または (2.4) FCWT納税証明書があること（FCWTのVATの場合）。

出典：2025年7月1日付の政府発行の政令第181/2025/ND-CP第23条、第25条および第26条。

# 税率（控除方式）

## VAT税率の概要（控除方式）

**0%**

海外に輸出される物品、みなし輸出される物品
海外で提供・消費されるサービス、非関税地域で提供され、輸出生産に直接寄与するサービス
国際輸送
外国企業のために直接又は代理店を通じて行う航空・海運サービス
海外で提供され消費されるデジタル情報製品
その他

**5%**

飲料水、肥料、農薬、農業関連サービス（掘削や浚渫など）、農業機械および設備、ゴム製品、天然素材を用いた手工芸品、医療機器、教育用教材および教具、伝統芸能の公演、子ども向け玩具、科学技術サービス、社会住宅の取引

**10%**

上記以外の物品およびサービスに適用される標準的なVAT税率。
2025年6月17日、国会は、2026年末まで、主要な商品・サービスに対して10%のVAT税率を8%に引き下げる決議を承認しました。

出典：ベトナム国会が発行した2024年11月26日付の付加価値税法第48/2024/QH15第9条

# 直接方式

## VAT納付額の計算及び税率の概要（直接方式）

| VAT計算 | 税率 | |
|---|---|---|
| 収益 | 1% | 商品の流通・供給 |
| 税率 | 2% | その他のケース |
| 納付VAT＝収入 × VAT 税率 | 3% | 製造、運輸、商品の供給に付随するサービス、建設（資材供給を含む） |
| | 5% | サービス業、建設（資材供給を除く） |

出典：2024年11月26日付のベトナム国会発行の付加価値税法第48/2024/QH15号の第12条、2025年7月1日付の財務省発行の通達第69/2025/TT-BTC号の付録I



# 非課税物品及び非課税サービス

## VATの対象とならない物品とサービス一覧

**課税対象外の商品とサービス**

- 農業、畜産、水産業における未加工または一次加工された製品、および家畜の品種、植物の品種（品種、種子、茎、球根、精液、胚、遺伝資材を含む）
- 土地使用権の譲渡
- 人身傷害保険、農業保険サービス、船舶および漁業用器具の保険、再保険
- 金融サービス、銀行業務、証券取引（融資、保証、資本移転、債務移転、外国為替取引およびデリバティブを含む）
- 医療および獣医関連サービス
- 現行規定に基づく教育および職業訓練
- 国内で生産されていない特定目的のために輸入された機械・設備積替貨物、通過貨物、一時輸入貨物
- 輸出製品の製造または加工のために輸入された原材料
- 外国企業と自由貿易地域間、または自由貿易地域間同士で取引される物品・サービス
- 技術移転法に基づく技術移転、知的財産法に基づく知的財産権の移転、ソフトウェアおよびソフトウェアサービス
- 政府規定に基づく未加工天然資源・鉱物、加工済み天然資源・鉱物の輸出品
- 年間売上高が5億VND以下の個人事業主および世帯による物品およびサービス

出典：2024年11月26日付のベトナム国会発行の付加価値税法第48/2024/QH15号の第5条（2025年12月11日付の付加価値税法第149/2025/QH15号により一部改正）

# VAT還付

納税者は、以下の場合に限り、税務当局にVATの還付を請求することができます。

### VATの還付を請求できるケース

| ケース | 主な条件 |
|---|---|
| 新規または拡張投資プロジェクト | VAT控除方式の採用。<br>事業開始前の投資期間中であること。<br>仕入VATの累積額が3億ドンを超えること。<br>定款資本の全額を拠出済または事業条件を満たしていること。 |
| 輸出活動 | VAT控除方式の採用。<br>輸出生産のための仕入VATの累計額（国内販売による売上VATと相殺後）が3億ドンを超えること（ただし、還付額は輸出売上の10%を上限とする）。<br>還付対象外：輸入された後に再輸出される物品（ただし、輸出用製品の製造または加工に使用される原材料の輸入は除く）。 |
| 5%のVATが適用される物品およびサービス | VAT控除方式の採用。<br>5%のVATが適用される物品およびサービスに対する仕入VATの累積残高が、連続する12か月または4四半期の期間で3億VNDを超える場合。 |
| 事業 | 解散、倒産、営業停止 |
| その他の場合 | ODAによる無償資金協力、補助金または人道的支援によるプロジェクトおよびプログラム。<br>国際法およびベトナムが加盟する国際条約に基づき、外交特権および免除が付与される機関・団体による取引。 |

出典：2024年11月26日付のベトナム国会発行の付加価値税法第48/2024/QH15の第15条、2025年7月1日付の政府発行の政令第181/2025/ND-CPの第III章第3節、2025年7月1日付の財務省発行の通達第69/2025/TT-BTCの付録IIおよびIII

# 電子インボイス

ベトナムのすべての企業は電子インボイスの使用が義務付けられています。また、事業を行う個人および世帯も、売上が法定の基準額を超える場合には電子インボイスの使用が義務付けられています。



# 2.5 外国契約者税

## 納税者

FCWTは、契約、合意、事業に基づいてベトナムでビジネスを行い、所得を得ている外国契約者に適用されます。また、2020年7月1日以降、租税管理に関する新法に基づき、ベトナムに恒久的な施設を持たず、電子商取引とデジタルの事業活動を実施し、その他のサービスを提供する海外のサービス提供者は直接または代理人を任命して、財務省の規則に従ってベトナムで税務登録の申請、申告、納税を行うことになります。売上には、みなし税（CITとVAT）が適用されます。

# 課税対象取引と非課税取引

### FCWT対象取引と対象外取引の比較

| 取引 | FCWTの対象 | FCWTの対象外 |
|---|---|---|
| サービス | ベトナム国内で提供または消費されるサービス | ベトナム国外で提供され、消費されるサービス<br>ベトナム国外に提供される特定のサービス |
| 物品の販売 | サービスに付随してベトナムで提供される貨物の供給<br>最終引渡地点がベトナム国内にある貨物の供給 | ベトナム国内でサービスが行われない貨物の供給、および最終引渡地点がベトナム国外または国境ゲートである貨物の供給 |
| その他(*) | 建設・割賦<br>利息<br>ロイヤルティ<br>ペナルティ／補償<br>輸送活動による収入, 資本譲渡 | |

(*) 法人株主には配当金の源泉税は適用されません。

出典：2014年8月6日付の財務省発行の通達第103/2014/TT-BTC、2024年11月26日付のベトナム国会発行の付加価値税法第48/2024/QH15、2025年7月1日付の政府発行の政令第181/2025/ND-CP、2025年7月1日付の財務省発行の通達第69/2025/TT-BTC; ベトナム国会発行の2025年6月14日付の法人税法第67/2025/QH15、2025年12月15日付の政府発行の政令第320/2025/ND-CP

# 申告方法および計算

FCWTは、CITとVATの両方の要素で構成されています。

FCWTの申告と計算は、3つの方法のいずれかに基づいて行われます：
(1)みなし法（デフォルト）、(2)ハイブリッド法、(3)申告法

**FCWTの各方式の評価基準の比較 (**)**

| 項目 | みなし法 | 申告法 | ハイブリッド法 |
|---|---|---|---|
| 申告義務 | ベトナム側当事者 | 外国契約者 | 外国契約者 |
| 計算方法 | VAT = VAT対象となる売上 x みなし税率 (***)<br>CIT = CIT対象となる売上 x みなし税率 | VAT = 売上VAT – 仕入VAT<br>(*) 控除方式<br>CIT = 課税所得 x CIT<br>(*) 国内法人と同じ | VAT = 売上VAT – 仕入VAT<br>(*) 控除方式<br>CIT = CIT対象となる売上 x みなし税率 |
| 送金 | 送金前に源泉徴収が必要 | 詳細な要件なし | 詳細な要件なし |

(**) CITの取扱い及びFCWTの方式は、2025年10月1日から変更される可能性があり、新しいCIT法第67/2025/QH15および政令第320/2025/ND-CPに関する詳細な規則が公布された時点で変更される可能性があります。

(***) ベトナム国内に恒久的施設を有さず、ベトナムの組織・個人と電子商取引事業またはデジタルプラットフォームベースの事業を行う外国供給業者には適用されません。

出典：2014年8月6日付の財務省発行の通達第103/2014/TT-BTC、2024年11月26日付のベトナム国会発行の付加価値税法第48/2024/QH15、2025年7月1日付の政府発行の政令第181/2025/ND-CP、2025年7月 1日付の財務省発行の通達第69/2025/TT-BTC、2025年6月14日付のベトナム国会発行のCIT法第67/2025/QH1

みなし法は、デフォルトの方法であり、最も一般的な方法です。申告方式とハイブリッド方式は必ず届出をする必要があり、以下の条件を満たす場合にのみ選択できます。

- 納税者が183日以上の契約でベトナムで事業を行っている場合
- 納税者がベトナム国内に恒久的施設を登録している場合（例：プロジェクトオフィス）
- 納税者がベトナムの会計制度を適用し、税務登録がある場合

## 税率

みなし法では、事業活動の種類に応じて異なる税率が適用されます。

## FCWT税率の概要

| 事業活動 | VAT率 | CIT率 (****) |
|---|---|---|
| ベトナムにおける物品の販売、またはベトナムで提供されるサービスに付随する物品の販売（みなし輸出入、ベトナムでの物品の輸送、またはベトナム国内での物品の配送に関するリスクを売り手が負う物品の配送を含む） | 免除 | 1% |
| 一般サービス、機械設備のリース | 免除、2%または5% | 5% |
| サービスが付随する物品の販売で物品とサービスの価額が区分されている場合（サービス部分） | 5% | 5% |
| サービスが付随する機械設備の販売で物品とサービスの価額が区分されていない場合 | 3% | 2% |
| 建設及び据付（資材、機械設備を含む） | 3% | 2% |
| 建設及び据付（資材、機械設備を除く） | 5% | 2% |
| 運送 | 0%または3% | 2% |
| デリバティブ金融サービス | 免除 | 2% |
| レストラン、ホテル、カジノ経営サービス | 5% | 10% |
| 借入金利息 | 免除 | 5% |
| ロイヤルティ | 免税、2%または5% | 10% |
| 証券譲渡、再保険 | 免除 | 0.1% |
| 資本の譲渡（同一企業グループ内での所有権再編取引であり、最終親会社が変更されず、再編後も当事者がベトナム企業に対する直接または間接的な所有権を保持し、所得が発生しない取引を除く） | 免除 | 5% |
| その他、異なる活動の価額が分離されていない場合 | 適用される最大税率 | |

(****) CITの取扱いは、2025年10月1日から変更される可能性があり、新しいCIT法第67/2025/QH15および政令第320/2025/ND-CPに関する詳細な規則が公布された時点で変更される可能性があります。

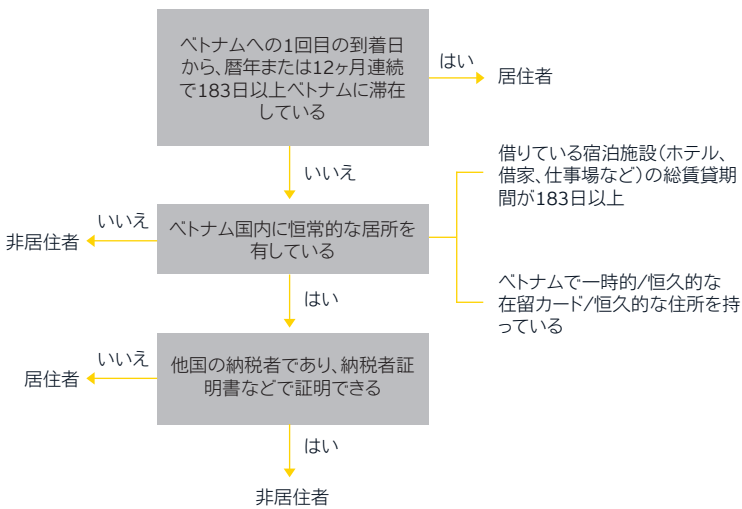
出典：政府が発行した2025年12月15日付の政令第320/2025/ND-CP、財務省発行2014年8月6日付通達第103/2014/TT-BTC号第12条および第13条

# 2.6 個人所得税

## 税務上の居住者判定

PITの課税関係は、個人がベトナムの税務上の居住者であるか、非居住者であるかによって異なります。

### ベトナムにおける税務上の居住者の判定




出典：財務省が発行した2013年8月15日付の通達第111/2013/TT-BTC第1条第1項および第2項（個人所得税法、同改正法の実施に関する指針を提供）、ならびに政府が発行した政令第65/2013/ND-CP（個人所得税法および同改正法の一部条項に関する詳細規定）、ベトナム国会が発行した個人所得税法第109/2025/QH15

# 税務上の居住者と非居住者

## 税務上の居住者と非居住者の比較

| | 居住者 | 非居住者 |
|---|---|---|
| 課税所得 | 全世界所得 | ベトナム源泉所得 |
| 給与所得控除額 | 扶養控除<br>強制保険<br>追加退職保険<br>任意の年金基金・保険（上限100万ドン／月）<br>慈善・人道・勉学奨励基金への寄付<br>政府が定める上限を超えない生命保険<br>納税者およびその扶養親族に係る医療費および教育費 | なし |
| 給与所得に対する税率 | 累進税率（5%-35%）(*) | 一律20% |
| 給与所得に対する税務申告 | 必要 | 不要 |
| 二重課税の排除 | 国外源泉所得に対応する外国税額控除 | 租税条約に基づく免税措置（税務当局への届出が必要） |

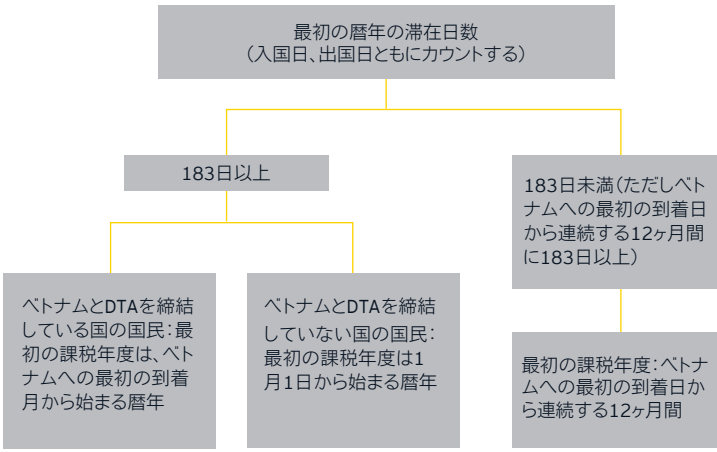
(*) ベトナム居住者に対して 200 万ドン 以上の所得を支払う場合で、その者が労働契約を締結していない、または契約期間が 3 か月未満の労働契約を締結しているとき、ベトナム所在の支払者は、当該所得受給者が課税最低限以下であることを示す有効なコミットメントを提出しない限り、10% の PIT を源泉徴収しなければならない。
税務確定申告において、税務上の居住者の年間総給与所得には累進税率が引き続き適用される。

出典：財務省が発行した2013年8月15日付の通達第111/2013/TT-BTC第1条および第7条、第18条第1項、第26条第2項（個人所得税法、同改正法の実施に関する指針を提供）、政府が発行した政令第65/2013/ND-CP（個人所得税法および同改正法の一部条項に関する詳細規定）、ベトナム国会が発行した個人所得税法第109/2025/QH15第8条第2項、第9条、第10条、第11条、第21条。

# 課税年度

### ベトナムにおける税務上の居住者の課税年度の決定について

- 最初の課税年度




- 2年目以降の課税年度：暦年

出典：2013年8月15日付 財務省発行 通達111/2013/TT-BTC号 第26条 第2項 e.2ポイント（個人所得税法、個人所得税法の一部改正法および政令65/2013/ND-CP号の実施に関するガイダンス）、ならびに2014年8月25日付 財務省発行 通達119/2014/TT-BTC号 第2条（税務手続の簡素化を目的として、以下の通達の一部条項を改正・補足：2013年11月6日付 通達156/2013/TT-BTC号、2013年8月15日付 通達111/2013/TT-BTC号、2013年12月31日付 通達219/2013/TT-BTC号、2013年1月10日付 通達08/2013/TT-BTC号、2011年6月17日付 通達85/2011/TT-BTC号、2014年3月31日付 通達39/2014/TT-BTC号、および2014年6月18日付 通達78/2014/TT-BTC号）

# 給与所得

給与、手当、ボーナス、現物支給は、特に除外されていない限り、すべて課税対象となります。

以下は、PITの対象とならない手当の例です。

- 駐在員がベトナムに居住する場合、ベトナム人従業員が海外で働く場合、または海外に長期滞在しているベトナム人従業員がベトナムで復職する場合の引越手当
- 会社の方針に従って現物または現金で支給される食事手当
- 衣料品の現物支給（上限なし）または現金支給（上限は年間500万ドン）
- 携帯電話料金

- 労働法に従い、支給される夜間勤務手当、時間外勤務手当、または未消化の有給休暇に対する賃金
- 従業員のための非積立型の任意加入の保険（健康保険、傷害保険など）
- 従業員の職業に関連した、または雇用主の計画に沿った研修費
- ベトナムで働く駐在員の子供がベトナムで勉強する場合と、海外で働くベトナム人の子供が海外で勉強する場合の幼稚園から高校レベルまでの授業料
- 従業員の自宅と職場の往復に係る交通手段
- 従業員とその家族の結婚・葬儀の際の弔慰金（平均給与1ヶ月分を上限とする）
- ベトナムで働く駐在員や海外で働くベトナム人従業員の帰省のための航空券（1年に1回に限る）
- 日当・出張費
- 就業規則に基づいて支給される退職金制度
- 社会保険庁から支給される社会保険料
- 特定の従業員の指定がなく、従業員全体のための健康管理、娯楽、美容サービス

以下は、PITの優遇措置の対象となる福利厚生の例です。

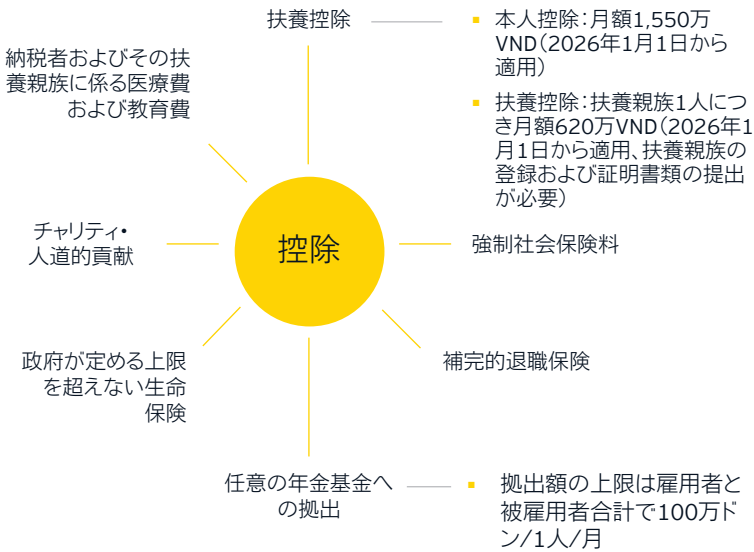
- 雇用主が従業員に提供・手配した宿泊施設、電気・水道・関連サービスは、実費と総課税所得（家賃・光熱費を除く）の15%のいずれか低い方の金額で課税されます
- 事業主が従業員のために支払った生命保険料は、一律10%の税率で課税されます

給与・賃金に対する所得は、以下の場合に個人所得税（PIT）が免税となります。

- 科学、技術、イノベーションに関連する業務の遂行により得られる所得
- 高品質なデジタル技術専門人材に分類される個人は、以下の状況で給与・賃金所得について5年間PIT免除
  - 集中デジタル技術ゾーンにおけるデジタル技術活動関連プロジェクトからの所得
  - 研究開発プロジェクト、主要なデジタル技術製品、半導体チップ、人工知能システムの製造に関する所得
  - デジタル技術人材の育成に関連する活動からの所得
- 高度人材であり、ハイテク法に基づき優先投資・開発リストまたは戦略的技術リストに含まれるハイテクまたは戦略技術分野の研究開発に従事する個人については、給与・賃金所得に対し5年間PIT免除

# 所得控除

## 納税者のための所得控除




出典：ベトナム国民議会が発行した個人所得税法109/2025/QH15の第8条第2項、第9条、第10条、第11条、第21条

# 税率

## 2026年以降の給与所得の税率

| 月次課税所得（INC）（百万VND） | 居住者 (*) | 非居住者 |
|---|---|---|
| INC ≤ 10 | 5% | 20% |
| 10 < INC ≤ 30 | 10% | |
| 30 < INC ≤ 60 | 20% | |
| 60 < INC ≤ 100 | 30% | |
| INC > 100 | 35% | |

(*) 労働契約を締結していない、または3ヶ月未満の労働契約を締結している納税者に200万ドン以上の所得を支払う場合、ベトナムの所得支払者は、納税者が自身の所得が課税基準額未満であることに関する有効なコミットメントを提供しない限り、10%のPITを源泉徴収しなければなりません。累進税率は、納税者の確定申告時の年間総所得に対して適用されます。
出典：ベトナム国民議会が発行した個人所得税法109/2025/QH15の第9条第2項および第21条

## 給与所得以外の所得に対する税率

| 課税所得の種類 | 居住者 | 非居住者 |
|---|---|---|
| 事業所得 | 2026年以降の税年度から適用される税率は、次の表のとおりです | 1%-5%（事業所得の種類による） |

| PIT 計算方法 PIT calculation methods (2年間一貫して適用する必要) | (A) 年間売上高 ≤ 年間5億VND | (B) 5億VND < 年間売上高 ≤ 30億VND | (C) 30億VND < 年間売上高≤ 500億VND | (D) 500億VND < 年間売上高 |
|---|---|---|---|---|
| 控除方式（デフォルト） | 免除 | PIT = (収入 − 損金算入費用) × 税率 | | |
| | | 15% | 17% | 20% |
| 直接方式（オプショナル） | | PIT = （年間収入が5億VNDを超える部分）× 税率 | N/A | |

| 課税所得の種類 | 居住者 | 非居住者 |
|---|---|---|
| 投資所得（配当金、利子等） | 5% | 5% |
| 資本譲渡による所得（資本譲渡税） | 2026年6月30日まで：20%（純益に対して）<br>2026年7月1日以降：20%（純益に対して）または 2%（売却価額に対して） | 2026年6月30日まで：0.1%（売却代金に対して）<br>2026年7月1日以降：20%（純益に対して）または2%（売却価額に対して） |
| 上場株式の売却による所得 | 0.1%（売却価額に対して） | 0.1%（売却価額に対して） |
| 不動産の譲渡所得 | 2%（売却価額に対して） | 2%（売却価額に対して） |
| 懸賞による所得(*) | 10% | 10% |
| 著作権、フランチャイズ、ロイヤルティーによる所得(*) | 5% | 5% |
| 相続・贈与による所得(*) | 10% | 10% |
| 法令に基づき、ベトナムの国別インターネットドメイン名「.vn」、温室効果ガス排出削減成果およびカーボンクレジット、またはオークションで取得した車両ナンバープレートの譲渡による所得 (**) | 5% | 5% |
| デジタル資産または金地金の譲渡による所得（2026年7月1日から適用） | 0.1% | 0.1% |

(*) PITは、所得が1,000万VNDを超える部分に課税され、これは2026年6月30日まで有効です。2027年7月1日以降、この基準額は2,000万VNDに引き上げられます。

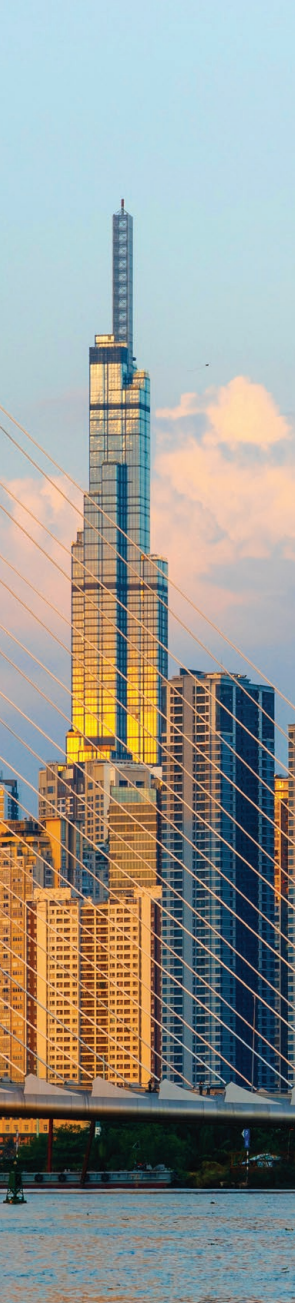
(**) これらの所得は2026年7月1日から、所得が2,000万VNDを超える部分に対して課税されます。

出典：附属書1、通達40/2021/TT-BTC号；通達111/2013/TT-BTCの第10条、第11条、第13条～第17条、第19条～第23条；個人所得税法2025第7条、第12条～第20条、第22条～第27条。

## 税務申告期限

| 内容 | 申告納付期限 |
|---|---|
| 税務登録 | 納税義務が発生した日から10営業日以内 |
| 毎月の税務申告・納税 | 対象月の翌月20日まで |
| 四半期ごとの税務申告・納税 | 対象四半期の翌月末日まで |
| 課税年度末の源泉徴収税の納税 | 課税年度末日から3ヶ月後の月末日まで |
| 課税年度末の確定申告・納税 | 課税年度末から4ヶ月後の月末日まで<br>（税務年度が暦年の場合）<br>課税年度末から3ヶ月後の月末日まで<br>（その他の税務年度） |
| 赴任終了時の申告・納税 | ベトナムを出国する前、または許可を得た場合はベトナムから帰国後45日以内 |
| 扶養控除の申請（直系尊属） | 確定申告期限まで |
| 扶養登録の申請（その他） | その年の12月31日まで |

出典：税務管理法38/2019/QH14号（2019年6月13日付 ベトナム国会発行）第33条、第44条、通達156/2013/TT-BTC 第16 条第2項a.5、通達92/2015/TT-BTC 第21条第3項、通達111/2013/TT-BTC第9条 第1項c.2.3



# 2.7 移転価格

税務当局は、納税者による物品・サービスの購入、販売、交換に係る取引価格が独立企業原則に従って適切に決定されていない場合、その価格を調整する権限を有しています。ベトナムの移転価格制度では、ベトナムに所在する法人の課税所得を減少させるような移転価格ポリシーの引き下げ調整は認められていません。

ベトナムの移転価格に関する要件は、OECDによる「多国籍企業と税務当局のための移転価格ガイドライン」に記載されている内容とほぼ一致しています。ただし、ベトナムの移転価格規則において許容される独立企業間価格のレンジは、従来認められていた四分位の範囲ではなく、35パーセンタイルから75パーセンタイルまでの範囲であること、また、加重平均データではなく、単年度のデータが使用される点に注意が必要です。

ベトナムの移転価格規則において適用される移転価格 の算定方法は以下の通りです。

- 独立価格比準法
- 再販売価格基準法
- 原価比準法
- 利益分割法
- 利益比準法（OECD移転価格ガイドラインでは「取引単位営業利益法」）

なお、上記の移転価格規則の適用条件は、OECD移転価格ガイドラインと異なる場合があります。

ベトナムの移転価格規則では、移転価格文書の作成要件が定められています。移転価格文書は年度末のCITの確定申告書の提出前に作成することが求められており、自主的に提出する必要はありませんが、税務調査の際に税務当局から要求があった場合は速やかに提出しなければなりません。納税者は、以下の三層構造からなる移転価格文書（ベトナム語）の作成義務を遵守する必要があります。

- マスターファイル
- ローカルファイル
- 海外の最終親会社が、それぞれの管轄区域の法律に従って作成したCbCRのコピー（CbCRの自動的情報交換がまだ有効になっていないためCbCRの届出が必要）

さらに、納税者はCITの確定申告書と共に、移転価格に関する開示フォームを作成して提出することが義務付けられています。

取引価格が独立企業原則に準拠して決定されていないと認められた場合には、ベトナム税務当局は移転価格を調整し、追加の税金や罰則を課すことがあります。

より確実性を求める場合は事前確認制度（APA）の利用を検討することが可能です。APAの有効期間は3年間で、最長3年間の更新が可能です。ベトナムの財務大臣は、二国間および多国間APAに関する内容について意見を述べ、署名する権限を有しています。



# 2.8 二重課税の回避

ベトナムは、二重課税の回避を目的とした約80のDTAを締結しています。以下の表は、ベトナムがDTAを締結している国・地域を示しています。



## ベトナムとDTAを締結している国・地域のリスト

| | | | |
|---|---|---|---|
| アルジェリア(*) | ドイツ | マルタ | セーシェル |
| オーストラリア | 香港 | モンゴル | シンガポール |
| オーストリア | ハンガリー | モロッコ | スロバキア |
| アゼルバイジャン | アイスランド | モザンビーク | スペイン |
| バングラデシュ | インド | ミャンマー | スリランカ |
| ベラルーシ | インドネシア | オランダ | スウェーデン |
| ベルギー(**) | イラン | ニュージーランド | スイス |
| ブルネイ・ダルサラーム | アイルランド | ノルウェー | 台湾 |
| ブルガリア | イスラエル | オマーン | タイ |
| カンボジア | イタリア | パキスタン | チュニジア |
| カナダ | 日本 | パレスチナ | トルコ |
| 中国 | カザフスタン | パナマ | ウクライナ |
| クロアチア | 北朝鮮 | フィリピン | アラブ首長国連邦 |
| キューバ | 韓国 | ポーランド | イギリス |
| キプロス(*) | クウェート | ポルトガル | 米国(*) |
| チェコ共和国 | ラオス | カタール | ウルグアイ |
| デンマーク | ラトビア | ルーマニア | ウズベキスタン |
| エジプト(*) | ルクセンブルク | ロシア | ベネズエラ |
| エストニア | マカオ | サンマリノ | |
| フィンランド | マケドニア(*) | サウジアラビア | |
| フランス | マレーシア | セルビア | |

出典： 税務総局 http://www.gdt.gov.vn/,(2025年12月26日アクセス)、EY作成
(*) DTAはまだ発効していません。
(**) DTAを修正するプロトコルはまだ有効ではありません。

## 租税条約申請手続

DTAに基づいて企業が享受できる特典は、自動的に適用されるわけではありません。DTAによる便益を享受するためには、納税者は納税期限の15日前にDTA申請書を税務当局に提出しなければなりません。ただし、実務上は提出期限が厳格に遵守されているというわけではなく、申請書が3年以内に提出されれば、受理される可能性があります。

DTA申請について、税務当局が申請を却下するケースは以下の通りです。

- 税務上の義務が発生してから3年以上経過してからDTA申請書を提出した場合
- DTAの特典を享受することだけを目的とした取引である場合
- 申請者が免除・減免の対象となる納税取引の真の受益者ではない場合

## 相互協議

ベトナムでは相互協議手続（MAP）を利用することが可能です。ベトナムが締結したほぼ全てのDTAにおいて、MAPに関する規定が盛り込まれています。MAPの申立ては、申立者が税務当局から当該税務処理がDTAの規定に反すると考える最初の通知を受け取ってから、2年または3年以内に行う必要があります。MAPを申し立てる場合であっても、申立者は、MAPの申し立て前および申し立て中に税務当局が発行した行政決定書や税務通知書等に記載された全ての税務義務を履行しなければなりません。

# 2.9 特別消費税

SST（特別消費税）は、ベトナム国内で企業または個人によって生産・提供・輸入される特定の特殊物品やサービスに課される間接税です。

## 納税者

SSTの納税者には、SSTの対象となる品目の生産者、輸入者、サービスの提供者が含まれます。

輸出者が輸出用に生産者からSST対象品目を購入し、輸出せずに国内で販売する場合もSSTを納税する必要があります。

# 課税対象と税率

以下の表は、SSTが適用される品目とサービスの一覧です。この表には一部適用除外となる項目が含まれています。

### 物品およびサービスに適用される税率一覧（2026年1月1日より施行）

| 品目 | 税率(%) | 特定税額 |
|---|---|---|
| タバコ | 75% | 2027年1月1日より：2,000 VND/1パック<br>2028年1月1日より：4,000 VND/1パック<br>2029年1月1日より：6,000 VND/1パック<br>2030年1月1日から：8,000 VND/1パック<br>2031年1月1日から：10,000 VND/1パック |
| 葉巻 | 75% | 2027年1月1日より：20,000 VND/1本<br>2028年1月1日より：40,000 VND/1本<br>2029年1月1日より：60,000 VND/1本<br>2030年1月1日より：80,000 VND/1本<br>2031年1月1日より：100,000 VND/1本 |
| 刻みタバコ、またはその他の形態 | 75% | 2027年1月1日より：20,000 VND/100gまたは100ml<br>2028年1月1日より：40,000 VND/100gまたは100ml<br>2029年1月1日より：60,000 VND/100gまたは100ml<br>2030年1月1日より：80,000 VND<br>2031年1月1日より：100,000 VND/100gまたは100ml |
| アルコール度数20度以上の酒類 | 2026年に65%、毎年5%ずつ増加し、2031年には90%に達する | |
| アルコール度数20度未満の酒類 | 2026年に35%、毎年5%ずつ増加し、2031年には60%に達する | |
| ビール | 2026年に65%、毎年5%ずつ増加し、2031年には90%に達する | |
| 24席未満の自動車 | 1%～150%（座席数、排気量、エンジンの種類に応じて変動） | |

| 品目 | 税率(%) | 特定税額 |
|---|---|---|
| 排気量125cm³超のオートバイ | 20% | |
| 航空機／ヨット | 30% | |
| ガソリン | 7%-10% | |
| 90,000 BTU以下のエアコン（輸送車両に装備されているものを除く） | 10% | |
| トランプ | 40% | |
| 奉納用の紙と物品 | 70% | |
| 国家規格（TCVN）に基づき、糖分が100mlあたり5gを超える清涼飲料 | 2027年1月1日より：8%<br>2028年1月1日より：10% | |

| サービス | 税率(%) |
|---|---|
| ダンスクラブ事業 | 40 |
| マッサージ、カラオケ、賭博業 | 30 |
| カジノ、電子カジノゲーム事業 | 35 |
| 賭博業 | 30 |
| ゴルフ場事業 | 20 |
| 宝くじ事業 | 15 |

出典：ベトナム国会2025年6月14日公布特別消費税法（SST法）66/2025/QH15、2026年1月1日施行

# 2.10 営業許可税（事業ライセンス税）

ベトナムでは、企業の登録資本金（定款資本または投資資本）に対して、最大300万VNDの名目税（いわゆる事業ライセンス税）が毎年課されています。

2026年1月1日以降は、2025年5月17日付決議198/2025/QH15に基づき、事業ライセンス税の徴収が廃止されます。



# 3 関税及び通関手続

## 輸出関税

ほとんどの輸出品は輸出税が免除されています。現在、輸出関税が課せられるのは、天然資源、木材、金属くずなどの特定の品目に限られています。税率は0%から50%の範囲で定められています。

## 輸入関税

輸入品の場合、適用される輸入関税率は、輸入される品目の種類（HSコード）や原産国によって異なります。

一般的に、消費財、特に健康に有害物品、環境負荷の高い物品、そしてベトナム国内で既に生産可能な物品には高い輸入関税が課されます。一方で、生産に必要な機械、設備、原材料および資材には、低い税率または無税（ゼロ税率）が適用されます。

輸入関税率には3種類あります：

- 特恵（最恵国待遇）税率は、WTO加盟国またはベトナムと最恵国待遇の関係を結んでいる国・地域からの輸入品に対して適用されます
- 特別特恵税率は、ベトナムとFTA（自由貿易協定）を締結している国・地域からの輸入品に対して適用されます（詳細は90ページ参照）
- 標準税率は、優遇税率および特別優遇税率に該当しないその他の輸入貨物について適用されます。多くの場合、最恵国待遇（MFN）税率の150%として算出されます

その他、輸入品に適用される追加関税としてアンチダンピング税、セーフガード税、反補助金税があります。



## 課税標準

輸出入品の課税標準額は、WTO関税評価協定に基づいて決定されます。

## 通関手続

輸入品がベトナムに到着した日から30日以内に税関に通関申告書を登録する必要があります。輸出品については、輸出者が所定の場所で輸出品を集結した後に税関に通関申告書を登録する必要があり、輸送の出発の4時間前まで、航空便等の速達便の場合は出発の2時間前までに登録しなければなりません。実務上は、輸出通関申告書は輸送手段の出発の少なくとも1日前までに税関に登録されます。

通関申告は、リスクレベルに応じて税関当局による検査（赤、黄、緑の検査レーン）の対象となります。

中には輸出入が禁止されている品目や、輸出入者が当局から輸出入の許可を得る必要がある品目が存在します。

## 免除

一部の輸入品には輸入関税の免除が認められています。

- 産業：
  - 石油・ガス事業や造船事業の活動に使用される特定の輸入品
  - ベトナム国内で生産されていないIT製品、デジタルコンテンツ、ソフトウェアの生産に直接使用する輸材料及び消耗品
  - 環境保護活動に関わる特定の輸入品
  - 研究開発または教育を目的とした輸入品
- 投資優遇措置の対象プロジェクト：
  - ベトナム国内で生産されていない、プロジェクトの施行を目的とした固定資産を形成する機械・設備、特殊輸送手段、建設資材
  - ベトナム国内で生産されていない、プロジェクトの施行を目的とした固定資産を形成する輸入機械・設備、特殊輸送手段、建設資材
- ビジネススキーム：
  - 有償支給や委託生産を目的とする輸入品（輸出用製品の生産を目的とした輸入品）
  - 一定期間内に一時的に輸入し、その後再輸出する品（一部例外あり）
- 低価格品：
  - 個人又は法人にそれぞれ定められた規定範囲内の贈答品
  - 非商業的目的で輸入する商品、例えばサンプル品、画像、動画、模型、少量の広告出版物など

## 還付

以下の場合には、関税が還付されることがあります。

- ベトナム国内で生産されていない自動車用組立部品や材料の輸入関税
- 輸入した品目を海外又は非関税地域に輸出する場合の輸入関税
- 輸出した品目を再輸入する場合の輸出関税
- 輸出品を生産する目的で輸入した材料に対して支払った輸入関税
- 実際に通関申告した数量より少ない数量で、輸入または輸出した場合の過払関税

## AEO認定事業者（Authorized Economic Operator）

AEO認定事業者には、以下の特典が与えられます。

- ファストトラック通関（例：全ての通関申告が自動的に緑レーンに振り分けられる）
- 書類提出、現物検査の免除
- 月次納税（商品を受け取った後に納税することが可能となる）
- 税関事後調査の免除（不正が疑われる場合を除く）

AEOの取得条件

- 完全な法令遵守：AEO申請前の過去2年間に税務および通関上の違反がないこと
- 年間の輸出入量が大きい、または科学技術省によるハイテク企業の認定を受けている(AEOの有効期限は3年で、税関の審査により延長することが可能)

## 輸出加工企業（Export Processing Enterprise - EPE）

輸出用の製品を生産する企業は、EPEとして登録することができます。EPEとは、EPZ内で設立・運営されている企業、またはIZやEZで輸出製品の製造を専門に行っている企業を指します。EPEにより輸入され、EPE内で消費される品目は、輸入関税およびVATが免除されます。また、EPEから海外市場に輸出される品目は、輸出関税が免除されます。

EPEとして登録するためには、企業は税関が要求する監視要件を満たす必要がありまし。例えば、企業の敷地と外部を隔てる強固なフェンスを設置すること、24時間稼働の監視カメラを設置すること、輸出入貨物管理のためのソフトウェアを導入すること等の要件があります。

## 税関事後調査

ベトナムの税関当局は企業の輸出入に関する通関手続を促進したいと考えているため、企業の通関規制の遵守状況に関する調査は通関後に行われるのが一般的です。リスク管理の原則に基づき、通関手続の妥当性も重視されます。

税関事後調査では、税関当局は以下のような分野に重点を置いています。

- 在庫バランス差異、関税免除の輸入材料の使用状況の確認
- HSコードの分類
- 課税標準額
- 原産地および原産地証明書(C/O)
- 輸出入関税の免除対象
- ライセンスおよび専門検査

# 自由貿易協定

## ベトナムは以下のFTAに調印しています。

| 自由貿易協定 | 署名メンバー |
|---|---|
| ASEAN物品貿易協定（ATIGA） | ASEAN加盟国10カ国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム） |
| 環太平洋パートナーシップに関する包括的かつ先進的な協定（CPTPP） | オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム(*) |
| 日・ASEAN包括的経済連携協定 | ASEAN加盟国10カ国と日本 |
| ASEAN – 韓国FTA (AKFTA) | ASEAN加盟国10カ国および韓国 |
| ASEAN – インドFTA (AIFTA) | ASEAN加盟国10カ国とインド |
| ASEAN – 中国FTA (ACFTA) | ASEAN加盟10カ国と中国 |
| ASEAN - 香港FTA (AHKFTA) | ASEAN加盟国10カ国と香港 |
| ASEAN - オーストラリア - ニュージーランド (AANZFTA) | ASEAN加盟国10カ国およびオーストラリア、ニュージーランド |
| ベトナム – チリFTA (VCFTA) | ベトナム、チリ |
| ベトナム – 韓国FTA (VKFTA) | ベトナム、韓国 |
| ベトナム – 日本経済連携協定（VJEPA） | ベトナム、日本 |
| ベトナム - ユーラシア経済連合自由貿易FTA (VN-EAEU FTA) | ベトナム、アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、ロシア |
| ベトナム – 欧州連合FTA (EVFTA)<br>*ベトナムからEUに輸出される商品は、2022年12月31日までGSPの恩恵を受けることができます。 | ベトナム、EU加盟国27カ国 |
| 地域包括的経済連携（RCEP)(**) | ASEAN加盟10カ国およびオーストラリア、中国、日本、韓国、ニュージーランド |
| ベトナム – 英国FTA (UKVFTA)(***) | ベトナム、イギリス |
| ベトナム – イスラエルFTA (VIFTA)(***) | ベトナム、イスラエル |

出典：ベトナム商工会議所傘下のWTOセンターのウェブサイト https://www. trungtamwto. vn/、2021年9月26日に接続; EYの編集

メモ

(*) CPTPP協定は2018年12月30日に正式に発効しました。ベトナムでは2019年1月14日にCPTPPが発効しました。

(**) RCEPは2020年11月15日に署名され、2022年1月1日に発効された。

(***) UKVFTAは2020年12月29日に署名されました。本協定は、2020年12月31日標準時間午後23時またはベトナム時間2021年1月1日午前6時から一時的に適用され、2021年5月1日に正式に発効しました。

ベトナムは左記FTAに加えて、カンボジア、キューバ、ラオスと貿易協定を結んでいます。

## 原産地証明

原産地証明は、輸出者・輸入者がFTAや貿易協定に基づく特恵関税率を主張する際に必要となります。品目をベトナムへ輸入する際いくつかの物品については原産地証明を添付しなければなりません。

このような品目には特恵関税が適用できないこともあります。原産地証明は、紙のC/OまたはCOO、原産地申告書または自己証明書、または電子C/Oの形式があります。各FTAにはそれぞれ必要な原産地証明の形式があります。通常、輸出品には原産地証明は必要ありません。輸出品の原産地証明は、輸入者が輸入国で特恵輸入関税を受けるために輸出者によって行われるものです。



## オンザスポット（OTS）輸出入

OTS輸出入活動はベトナムでは一般的であり、貿易や生産の円滑化に役立っています。OTS輸出入には2つの形態があり、政令08/2015/ND-CP第35条に規定されています（政令第167/2025/ND-CP号により改正、2025年7月1日から有効）

- ケース1: 外国の貿易業者との委託加工契約に基づきベトナムで加工され、当該事業主がベトナム組織または個人に販売または譲渡する商品
- ケース2: ベトナム企業と外国貿易業者間で売買、リース、または貸借され、外国貿易業者がベトナムへの納品またはベトナムでの受領を指定した商品

## 税関手続き、税関検査および監視、税関税の管理に関する指導通達の改正および補足

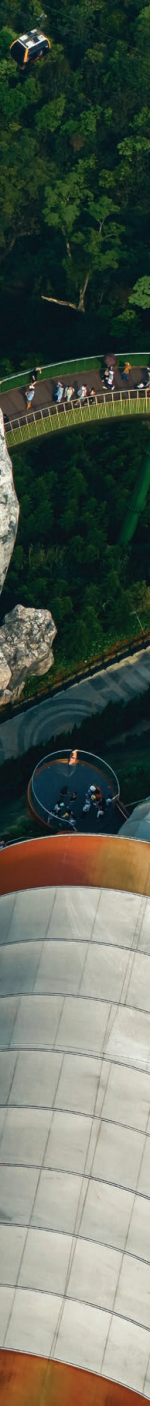
更新された通達第121/2025/TT-BTCは、2025年12月18日に発行され、2026年2月1日から施行されます。この通達は、コンプライアンスの障害を減少させ、輸出入業務の効率を向上させることを目的とした、より明確で合理化された税関規則を導入しています。また、税関検査および監視の強化も図られています。主な更新内容は以下の通りです。

- 税関文書の保管：文書が電子形式で保存される場合、電子取引法の要件に従う必要があります。
- 追加の税関申告：税関検査エリアを通過した不足品は、追加の税関申告が許可されます。
- 再輸出による使用目的の変更：使用目的の変更に関する税関申告はもはや必要ありません。企業は再輸出の税関申告のみを行う必要があります。
- EPEが賃借する外部倉庫：カメラ映像の保存期間、最大賃借期間、倉庫の入出庫貨物管理ソフトウェアなど、詳細な規定が追加されました。



# 人材および雇用





# 1 2025年のベトナムの労働力 (*)

## 102.3百万人

総人口

## 40.8%

サービス業

## 25.7%

農林水産業

## 33.5%

産業建設分野

## 53.5百万人

2025年の15歳以上の労働人口

## 29.2%

2025年に卒業証書や証明書を持ち訓練を受けた労働者の割合

## 2.22%

2025年労働年齢における失業率

出典:

(*) 2026年1月5日付けの国家統計局「第4四半期および2025年の社会経済状況に関する報告書」https://www.nso.gov.vn/bai-top/2026/01/bao-cao-tinh-hinh-kinh-te-xa-hoi-quy-iv-va-nam-2025/

## 2024年のIT分野の労働力の概要

ホーチミン(59%)とハノイ(35%)に集中しています。

技術分野で働く開発者や従業者の性別は依然として男性が多数を占めています。女性はわずか10.5%にとどまっていますが、年々その割合は増加しています。

現在の市場で最も多い年齢層は20～34歳です。最高比率のグループは25～29歳(29.3%)、次に20～24歳グループ(28.8%)です。

出典: ベトナムIT市場レポート2024~2025年版 (TopDev発行)

## ベトナム政府の科学、技術、イノベーション、デジタルトランスフォーマに関する戦略的指針

2024年12月22日、政治局は決議57-NQ/TWを発行し、科学、技術、イノベーション、そしてデジタルトランスフォーメーションがベトナムの経済・社会発展を推進する主要な原動力であることを強調しました。政府は、科学技術、イノベーション、デジタルトランスフォーメーションの分野において、政治機関、企業、市民の間でのリーダーシップと協力を強化し、包括的かつ革新的な取り組みを推進することを目指しています。重点分野には、制度的枠組みの改善、人材の育成、そしてイノベーションと技術を支えるインフラの整備が含まれます。

政府は、以下のような優遇政策を通じて、質の高い人材の誘致および定着を優先的に推進します。

- 数学、物理学、生物学、化学、工学、そして主要技術分野などに優秀な学生を惹きつけるために、政府は、信用制度、奨学金、授業料に関する魅力的な政策を特に大学院レベルで実施します。
- 各分野における専門的人材育成プログラムを策定・実施します。
- 海外在住のベトナム人および高度な専門知識を有する外国人専門家をベトナムでの勤務および居住に誘致するために、特別な制度を導入します。

- 科学、技術、イノベーション、デジタルトランスフォーメーション、人工知能、人材育成などの国家戦略プロジェクトを主導・実行できる国内外の優秀な科学者、専門家、主任技術者を誘致・定着・活用するために、国籍、資産所有、所得、労働条件に関する特別な政策を策定・導入します。
- ベトナム国内および国際的な専門家・科学者ネットワークを構築・連携・拡大します。
- 人工知能分野における高度な専門学校および研修センターを設立します。
- デジタル人材の育成に向けて、官民連携（PPP）の特別な仕組みを導入・実施します。
- オンライン教育・研修プラットフォーム、デジタル大学モデルを構築・発展させ、社会全体のデジタル能力を向上させます。
- 基礎科学、半導体チップ技術、マイクロエレクトロニクス、そして主要な工学および技術分野を教えるために必要な専門知識を持つ教員および科学コミュニティを拡充します。
- 国際的に著名な大学とのパートナーシップを強化します。
- 研修プログラムを抜本的に改革し、国際基準に合わせ、教育手法を近代化し、特に人工知能などの先端技術を導入します。

# 2 労働時間

- 標準的な労働時間は、1日8時間、1週間48時間を超えてはなりません。
- 雇用主は、1日又は週次の労働時間を決定する権利を有します。ただし、1日の 労働時間は10時間を超えてはならず、週単位の場合は週48時間を超えてはなりません。
- 従業員の残業時間は、1日の通常労働時間の50%を超えてはなりません。
- 週単位で働く場合、通常の労働時間と時間外労働時間の合計は1日12時間、時間外労働時間の合計は1ヶ月40時間を超えてはなりません。
- 時間外労働時間の合計は、年間200時間を超えてはなりません。ただし以下の場合は、雇用主が省の労働当局に書面で届出を行い従業員の同意を得た上で、1年間に300時間まで従業員の時間外労働を延長することができます。
  - 繊維、縫製、靴、電気、電子製品の製造・加工、農産物加工、林業、水産物加工、塩業
  - 繊維、縫製、靴、電気、電子製品の製造・加工、農産物加工、林業、水産物加工、塩業
  - 高度な技術水準が求められ、労働市場では十分な労働者を供給できない業務
  - 季節的な理由、材料・製品の入手状況、予期せぬ原因、悪天候、自然災害、火災、妨害、電力や原材料の不足、生産ラインの技術的な問題などにより遅延させることができない緊急性の高い業務
  - その他、政府が定める場合

休暇：

- 祝祭日、年次休暇、私的な有給休暇等、雇用主によって支給される休暇と社会保険庁から支給される休暇があります。

## ベトナムの休暇の種類

### 祝祭日

ベトナム人：年間12日の祝祭日

外国人の場合：上記の12日の祝日に加えて、暦年の正月と自国の独立記念日が追加されます

### 年次休暇

雇用主のもとで12ヵ月間働いた従業員については、労働条件や業務の種類に応じて、年間12日から16日まで付与されます。

年次休暇は、同一の雇用主のもとで5年ごとに1日ずつ増加します。

### 私的な有給休暇

結婚：3日

子供の結婚：1日

両親、配偶者の両親、配偶者、子供の死亡：1日

### 社会保険庁が支給する休暇

妊娠中の検診：最大5日、それぞれの期間は2日を超えてはなりません

流産：最大50日

出産休暇：6ヶ月

避妊：最大15日間

育児休暇：5日から14日まで

子供の病気（7歳未満）：子供の年齢に応じて最大20営業日

子供の病気（7歳未満）：子供の年齢に応じて最大20営業日

回復期：最大10日間

出典：ベトナム国会が発行した2019年11月20日付の労働法第45/2019/QH14号の第112条、第 113条、第115条、2025年7月1日から施行されたベトナム国会が発行した2024年06月29日付の社会保険法第 41/2024/QH15号の第43条から第46 条まで、第51条から第57条まで、政治局の2026年1月7日付決議80-NQ/TW。

# 3 社会・健康・失業保険

2025年1月1日以降の社会保険、健康保険、失業保険に関する雇用主と従業員の法定負担率は以下の通りです。

### 雇用主と従業員の法定負担率

| | | 社会保険 | 健康保険 | 失業保険 | 労災基金 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | % | % | % | % | % |
| ベトナム人 | 従業員 | 8 | 1.5 | 1 | 0 | 10.5 |
| | 雇用主 | 17 | 3 | 1 | 0.5 もしくは 0.3 | 21.5 もしくは 21.3 |
| | 合計 | **25** | **4.5** | **2** | **0.5 もしくは 0.3** | **32 もしくは 31.8** |
| 外国人 | 従業員 | 8 | 1.5 | 0 | 0 | 9.5 |
| | 雇用主 | 17 | 3 | 0 | 0.5 もしくは 0.3 | 20.5 もしくは 20.3 |
| | 合計 | **25** | **4.5** | **0** | **0.5 もしくは 0.3** | **30 もしくは 29.8** |

出典：ベトナム社会保険庁の長官が発行した2017年4月14日付決定 No.595/QD-BHXH 第5条、政府発行の2020年5月27日付政令 58/2020/ND-CP、政府発行の2025年06月25日政令158/2025/ND-CPにより改正、2025年07月日から施行されたベトナム国会が発行した2024年06月29日付の社会保険法第41/2024/QH15号

2025年7月1日より、ベトナムの組織と1か月以上または無期限の労働契約にて働くすべてのベトナム人従業員は、強制的に社会保険および健康保険に加入する義務があります。

2026年1月1日より、1か月以上または無期限の労働契約で働くベトナム人従業員は、強制的に失業保険への加入が義務付けられます。

社会保険および健康保険(SHI)の拠出額は、労働契約に記載された給与、手当、および追加支払いに基づいて算出されます。2025年7月1日より、社会保険、SHIの拠出額の算定に使用される最低給与は、2024年7月1日から有効な基準給与である月額2,340,000ドンに基づいて決定されます。SHIの拠出額に適用される最大給与は、基準給与の20倍に上限が設定されており、46,800,000ドン（2,340,000ドン × 20）となります。基準給与は、政府の決定により毎年変更される可能性があります。

失業保険の拠出はベトナム人従業員のみに適用され、労働契約に記載された給与、手当、および追加支払いに基づいて同様に算出されます。ただし、政府が定める地域別最低給与の20倍を上限として、現在は月額3,700,000ドンから5,310,000ドンの範囲で、2026年1月1日から適用されています。

月額の最低給与に加えて、時間給で収入を得ている人には、同じ施行日から時間単位の最低賃金も適用されます。これにより、従業員は地域に応じて、最低時給として17,800ドンから25,500ドンの範囲で収入を得ることができます。

2024年7月1日より施行される政府発行の2024年6月30日付け政令第74/2024/ND-CP号によれば、労働契約の内容が政令74の規定よりも労働者にとって有利である場合、当該契約は当事者間で別途合意がない限り、引き続き履行されます。これにより、職業訓練を受けている従業員に支払われる給与制度など、最低給与より少なくとも7%高い内容が実施されている場合、法令に基づき当事者間で別途合意がない限り、引き続きその契約内容が履行されます。

2025年7月1日より、ベトナムの組織と12か月以上の労働契約を締結する外国人労働者には、社会保険および健康保険の加入が義務付けられます。これは、当該外国人が労働許可証、業務許可証、または資格証明書を有しているかどうかに関係なく適用されます。この変更は、労働許可証の免除対象である外国人であっても、強制保険料の拠出義務があるケースを含みます。



# 4 採用および雇用契約の終了

## 採用、試用、労働契約

| 採用 | 試用 | 労働契約 |
| --- | --- | --- |
| 雇用主は、直接、または人材紹介会社や派遣会社を通じて従業員を募集する権利を有します。従業員はいかなる採用費用も負担しません。 | 試用期間は1つの仕事に対して1回のみ認められ、次の期間を超えてはなりません。<br>▪ 企業の幹部職の場合は180日<br>▪ 大卒以上の資格を必要とする職務の場合は60日<br>▪ 職業資格、技術者、熟練者を必要とする職務の場合は30日<br>▪ その他の職務の場合は6日 | 労働契約には無期限と有期の2つ種類があります。<br>有期労働契約は最長36カ月まで認められています。<br>外国人、国有投資企業の役員、高齢者、代表組織の管理委員会メンバーを除き、有期労働契約は1回しか更新できません。 |

出典：ベトナム国会が発行した2019年11月20日付の労働法第45/2019/QH14号の第11条、第20条、第25条

## 雇用の終了

1 契約が失効した場合、または契約で合意された作業が延長、変更、修正されず完了した場合

2 双方が合意して終了する場合

3 従業員個人が死亡した場合、裁判所から民事行為能力を喪失したと宣告された場合、行方不明または死亡した場合

4 裁判所の法的効力のある判決・決定により、執行猶予のない懲役刑に処せられた場合、釈放されず死刑に処せられた場合、労働契約に記載された業務の遂行が禁止された場合

5 個人の雇用主が死亡した場合、民事行為能力を喪失したと裁判所から宣告された場合、行方不明または死亡した場合、個人ではない雇用主が清算された場合、または省の事業登録機関が雇用主の法定代理人が法律に従った権利と義務を履行していないと宣言 した場合

6 構造的または技術的な変化、または経済的な理由、企業の合併、統合または事業分割、売却、リース、事業形態の転換、他の事業資産の所有権 または使用権の移転などにより、雇用主が従業員を解雇する場合

7 従業員・使用者が、法律に基づいて一方的に労働契約を解除する場合

8 従業員が強制解雇される場合

9 ベトナムで働く外国人従業員が、裁判所の法的に有効な判決や決定、関連する管轄 国家機関の決定に基づいて国外退去処分となる場合

10 ベトナムで働く外国人従業員の労働許可証が無効である場合

11 従業員が雇用契約に基づく試用期間中に業務を遂行できず、または試用をやめる場合

出典: ベトナム国会が発行した2019年11月20日付の労働法第45/2019/QH14号第34条

## 雇用主が一方的に契約を解除する場合

### 雇用主が雇用契約を一方的に解除する権利を有する状況

1

従業員が、雇用契約で合意した業務を行わないことが繰り返される場合

2

従業員が病気または事故に遭い、連続した6~12ヵ月間、または季節契約の場合は契約期 間の半分以上の期 間、治療を受けた後も働けない状態が続いている場合

3

自然災害、火災、大規模な伝染病、戦争行為、権限のある当局から要請された移転や縮小の場合、雇用主はあらゆる可能性を尽くした後に従業員を解雇しなければならない

4

雇用契約の一時停止の期限を過ぎても、従業員が職場に来ない場合

---

▼

雇用主は、検討の基礎とするために従業員の職務遂行状況の評価基準を定めなければならない

▼

回復した後、雇用主は従業員と別の雇用契約を結ぶことを検討することができる

5

従業員が、連続した5営業日以上、認められた事由無く出勤しなかった場合

6

従業員が、氏名、生年月日、性別、学歴、健康状態などに関する真実の情報を提供しなかった場合

出典：ベトナム国会発行の2019年11月20日付労働法第45/2019/QH14号第36条

## 従業員が一方的に契約を解除する場合

### 従業員が雇用契約を一方的に解除する権利を有する状況

1

雇用契約で合意された業務や職場に配属されていない、または合意された労働条件が提供されていない場合

2

雇用契約で合意された給与が十分に支払われていない、または合意されたスケジュール通りに支払われていない場合

3

従業員の健康、尊厳、名誉に影響を与えるような方法で、雇用主から虐待、暴行、身体的または言葉による侮辱を受けた場合や、職場でセクシュアルハラスメントを受けた場合

4

従業員またはその家族が、労働契約を履行できない困難な状況にある場合（家族の介護、自然災害や火災による転居など）

5

従業員が選挙で選ばれた機関の常勤職に就く場合、または国の機関の職に任命される場合

---

6

妊娠中で、業務を中断しなければならない旨、管轄の医療機関の証明を受けた場合

7

従業員が病気や事故に遭い、定期的な治療を受けた後も業務ができない場合

8

職場でのセクシュアルハラスメントに苦しむ場合（セクシュアルハラスメントとは、職場で誰かが他の人に対して同意も無く性的な行為を行うこと）

9

雇用主が、業務、勤務地、勤務時間、給与、保険などに関する真実の情報を提供しない場合

10

雇用主へ事前通知を行えば、一方的に雇用契約を解除することができる

出典：労働法第45/2019/QH14号（2019年11月20日付ベトナム国会発行）第35条



外国人の雇用

## 外国人の雇用

ベトナム人労働者では満たすことができない専門的な要件を備えた管理職、執行役員、専門家、技術者のポジションにのみ外国人を雇用できます。

ベトナムにおける外国人労働者の採用は、現地雇用制度で申請する外国人、またはベトナム国内のプロジェクトに従事する外国人に対して義務付けられています。

## 労働許可証

労働許可証の期間は最長2年です。労働許可証の延長は、最長2年で1回のみ行うことができます。

延長の労働許可証の期限が切れた後、外国人労働者は新しい労働許可証の交付を求めなければなりません。

## 労働契約

外国人労働者の雇用契約書上の期間は、労働許可証の期間を超えてはなりません。

外国人労働者と、期限付きの雇用契約を複数回結ぶことができます。

出典：労働法第45/2019/QH14号（2019年11月20日付ベトナム国会発行）第20条、151条、152条、155条;
政令219/2025/ND-CP号（2025年08月07日付政府発行）

# 5 労働許可証とビザの申請

## 労働許可証とビザ申請の手順と標準的なタイムライン

**会社の採用の通知**

*(*) ベトナムの現地採用制度に基づいて申請する外国人、またはベトナムのプロジェクトに従事する外国人にのみ必要です*

申請者：ベトナム現地法人

各種プラットフォームで公開されています。

処理時間: 掲載日から少なくとも5日後でなければ、外国人雇用許可申請および労働許可申請できません。

▶

**(1)外国人雇用許可申請および(2)労働許可申請の提出(*)**

申請者：ベトナム現地法人

受領者: 省人民委員会(**)

期限：勤務開始予定日の少なくとも10営業日前まで

現地当局での処理時間: 10営業日

(*) この手続きは、ベトナムの現地採用制度に基づいて申請する外国人、またはベトナムのプロジェクトに従事する外国人に適用されます。

(**) 省人民委員会は権限を他の管轄機関に委任する場合があります。

▶

**労働ビザ申請の提出**

申請者：ベトナム現地法人

受領者：入国管理局

入国管理局での処理時間: 申請日から5営業日

▼

**テンポラリー・レジデンス・カード申請**

申請者：ベトナム現地法人

受領者：入国管理局

申請者が正しいビザでベトナムに入国した後にのみ交付される。

現地当局での処理時間：申請日から5営業日

出典: ベトナムで就労する外国人労働者に関する政令219/2025/ND-CP号(2025年08月07日付政府発行); ベトナムにおける外国人の入国・出国・移動・居住に関する法律を改正する法律第51/2019/QH14号(2019年11月25日付ベトナム国会発行)及び法律第23/2023/QH15号(2023年6月24日)

# 5.1 入国ビザ

*このセクションは、外国人がベトナムで働くための一般的な入国要件のみを提供しています。この本では、様々な要件を満たすための方法は記載されていません。その都度専門家のアドバイスを受ける必要があります。*

すべての外国人は、6ヶ月以上有効なパスポートまたはパスポートと同等の書類(ビザ免除制度でベトナムに入国する場合)と、ベトナムの管轄機関が発行したビザを所持していなければなりません。ただし、ベトナムとの二国間領事協定(ASEAN加盟国、キルギス、ベラルーシ)または2025年3月15日から2028年3月14日まで有効なベトナムのビザ免除協定(ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、ロシア、日本、大韓民国、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド)によりビザが免除されている国の国民は除きます。

さらに、2025年8月15日以降、経済・社会開発の促進を目的としてベトナムに入国する外国人は、最長5年間の一時的な査証免除の対象となります。対象者には以下が含まれます:

- 政府および省レベルの当局のゲスト
- 大学や研究機関の学者、専門家、科学者、教授、主任技術者、デジタル技術産業の高度人材
- 投資家、企業のリーダー、国際的な大企業の経営者
- 文化、芸術、スポーツ、観光分野で活動し、社会に良い影響を与えている人物
- ベトナムの海外名誉領事
- 研究機関、大学、短期大学、大企業のゲスト
- 関係機関や組織の提案に基づき、公安大臣が決定するその他のケース

外国人がベトナムに合法的に入国するためには、入国目的に応じたビザを申請し、必要書類を提出しなければなりません。ビザが交付された後、外国人は事前登録した入国目的に沿って行動する責任があります。また、当目的は変更してはなりません。

就労を目的としてベトナムに入国する外国人は、ビザ申請の際に、労働許可

証または労働許可証免除証明書を提出しなければなりません。

従って、労働許可証または労働許可証免除証明書は、労働ビザ申請書類を提出する前に取得しておかなければなりません。

ビザの有効期間はそれぞれのビザの種類によって異なり、ビザ申請時の必要書類に対応しています。例えば、就労ビザの最長期間は2年、投資家ビザの最長期間は5年、ビジネスビザの最長期間は1年です。

手続期間は現在、申請日から5営業日です。

# 5.2 労働許可証

外国人がベトナムで合法的に働くためには、労働許可証が必要ですが、労働許可証が免除されるケースもあります。この書類は、ベトナム国内の企業がスポンサーとなっている外国人にのみ与えられます。

一度のベトナム滞在が90日以内で、管理職、執行役員、専門家、技術者として就労する外国人は、労働許可証を取得する必要はありません。

## 手続き及びタイムライン

外国人が就労を開始する予定日の60日前から10日前までの間に、スポンサー企業は申請書類を提出しなければなりません。申請は、直接提出、公的郵便サービスの利用、企業または個人への申請業務の委託、または権限委任のいずれかの方法により、外国人労働者が勤務する予定の地域に所在する公共行政サービスセンターに行う必要があります。

ベトナムの現地採用制度に基づいて申請する外国人、またはベトナムのプロジェクトに従事する外国人の場合、労働許可申請には、外国人を雇用するスポンサー機関に対する事前承認の要件および採用情報を含める必要があります。

完全な労働許可申請書を受理してから10営業日以内に、管轄当局は、外国人（ベトナムの現地採用制度に基づいて申請する者、またはベトナムのプロジェクトに従事する者）に対する需要の承認または拒否について、スポンサー機関に対して文書で回答し、労働許可証を発行しなければなりません。

外国で発行された労働許可証申請用の添付書類は、ベトナムで使用できるために発行国で合法化される必要 があります。ベトナムと発行国との外交関係によって、書類の合法化に必要な手順が異なる場合があります。その結果、労働許可証の申請手続きには1～3ヶ月以上かかることがあります。

労働許可証は、期限を最長2年間として交付され、2年間の期間で一回延長できます。滞在の4年間後、続けてベトナムに滞在することを希望する外国人は、新たに労働許可証を申請しなければなりません。

## 資格要件

ベトナムでの就労を希望する外国人は、事前に承認された職種に必要な資格を満たしていなければなりません。また、管理職に就いているか、専門家や技術者でなければなりません。

上記の資格に加えて、外国人は一般的に企業内異動と現地採用の2つの大きなカテゴリーのいずれかに分類されます。企業内異動者は、労働許可証申請の前に少なくとも連続する12ヶ月間、自国の雇用主のもとで働いていなければなりません。現地採用者は、ベトナムのスポンサー企業と現地雇用契約を結ばなければなりません。企業内異動者、現地採用者ともに、必要な条件を満たしていることを証明する書類を提出しなければなりません。

## 労働許可証の免除規定

現行の労働法および労働許可に関する政令では、労働許可証が免除されるケースが22件存在します。以下は、ベトナムにおける労働許可証の取得義務が免除される個人の代表的な例です。

- 就労を目的としてベトナムに入国する者で、滞在が90日以内の外国人
- 有限会社の出資者又は所有者で、個人出資額が30億ドン以上の外国人
- 株式会社の取締役で、個人出資額が30億ドン以上の外国人
- ベトナム人と結婚し、ベトナムに居住する外国人
- ベトナムのWTOコミットメントに規定されている11のサービス業の範囲内で企業内異動者として勤務する外国人

一般的に、労働許可証の免除を受けるためには、外国人が就労を開始する予定日の60日以内かつ10日以上前の期間内に、スポンサー企業は申請書類を提出しなければなりません。外国人が常時就労する場所の管轄当局に労働許可証の免除申請を行います。

管轄当局は、十分な申請書を受理した日から5営業日以内に、雇用主に対して書面による証明書を発行しなければなりません。労働許可証免除申請が却下された場合は、書面による回答と説明が提供されます。

# 5.3 テンポラリー・レジデンス・カード

テンポラリー・レジデンス・カードは、最低期間が1年の複数回入国可能なビザとして機能します。テンポラリー・レジデンス・カードの最長期間は、労働許可証、労働許可証免除証明書、事業ライセンスの有効期間、申請者のパスポートの期限まで（以上の中で最も早いもの）となります。

テンポラリー・レジデンス・カードは、期間が1年以上且つ有効な労働許可証または労働許可証免除証明書を持つ外国人と、その法定配偶者および18歳未満の子供に与えられます。扶養家族のテンポラリー・レジデンス・カードの申請には、主たる申請者と扶養家族との関係を証明する書類を合法化し、ベトナム語に翻訳する必要があります。

テンポラリー・レジデンス・カードは、申請者が正当なビザを使用してベトナムに入国した後にのみ発行されます。現在、現地当局での処理期間は、申請書の提出日から5営業日です。





# 科学、技術、イノベーションとデジタル・トランスフォーメーション

## 法的枠組み

これらの最近の発展は、ベトナムが整備してきた堅固な法的基盤を土台としています。具体的には、研究、革新、デジタルガバナンスの基礎を築いた「科学技術法」（2013年）、「ハイテク法」（2008年）、および「情報技術法」（2006年）が含まれます。近年、ベトナム政府のデジタルトランスフォーメーションとイノベーションは、経済成長の促進、国家競争力の強化、公的ガバナンスの近代化を目的とした主要な政策優先事項となっています。ベトナムは、規制枠組みの確立、投資障壁の除去、公民連携(PPP)機会の拡大、投資インセンティブの強化を目的として、一連の法令や政策を発行し、デジタル経済と国家イノベーションエコシステムの基盤を構築することを目指しています。具体的には、2023年から2025年にかけて、いくつかの法令が制定または策定中であり、以下を含みます：

- 決議第198/2025/QH15号および第193/2025/QH15号：科学、技術、イノベーション、デジタルトランスフォーメーションの発展のための戦略的方向性を設定し、政府指導委員会の設立、国家データベースの開発、デジタル環境における行政手続きの推進を含みます。
- 科学、技術、イノベーション法 (2025年): イノベーションエコシステム、研究開発組織、研究成果の商業化、高リスク科学的研究における責任免除メカニズムに関する規定を定めています。
- デジタル技術産業法 (2025年): 人工知能、半導体、デジタル資産、デジタルプラットフォームなどの新興技術分野を規制する。また、「Make in Vietnam」プログラムと主要技術プロジェクトに対するインセンティブ政策の概要を示しています。
- さらに、デジタルトランスフォーメーション、イノベーション、科学的研究および技術開発のための法的枠組みを完成させるために、いくつかの法案が開発中であり、例えばデジタルトランスフォーメーション法案およびハイテク法案などが含まれます。

これらの政策を実施するため、政府は指導的な政令を発行しており、以下を含みます:

- 政令第180/2025/ND-CP号：国会決議第193号を具体化するために発布され、科学、技術、イノベーション、デジタルトランスフォーメーションにおける公民連携(PPP) の促進を目的としています。この政令は、4つの優先分野を特定しています：高度かつ戦略的な技術（例：AI、ブロックチェーン）、デジタルインフラ（国家データベース、行政情報システム）、社会経済発展のための共有デジタルプラットフォーム、およびデジタル人材の育成です。これらは、ベトナムのデジタル化を加速し、国家競争力を強化するための主要分野とみなされています。

  PPPプロジェクトへの投資を奨励するため、政令第180号は魅力的なインセンティブを導入しています。例えば法人所得税の計算時における研究開発費用の最大200%控除、土地使用料の免除・減免、研究成果に対する知的財産権、初期運用段階での収益・リスク共有、政府管理データへの優先アクセスなどです。この政令は、イノベーション主導型またはハイテク企業として認定されたプロジェクトが、優遇法人税率や免税措置を享受できることを確認しています。これらの政策は、企業参加を促進するだけでなく、デジタル時代における持続可能なイノベーションエコシステムの構築にも寄与します。

- 政令第88/2025/ND-CP号：国会決議第193/2025/QH15号の特定の規定を実施するための指針を提供し、科学、技術、イノベーション、デジタルトランスフォーメーションの推進に焦点を当てます。これにより、法律でまだ規制されていない科学、技術、デジタルトランスフォーメーションの新モデルを試験的に実施することを許可し、科学課題を実施するための組織および個人を選定手続きを簡素化し、フルコスト契約方式を適用し、精算手続きを簡素化し、イノベーション課題の承認および実施において省庁、部門、地方に自治を付与します。

- 決議第214/NQ-CP号：ベトナム政治システム全体の包括的なデジタルトランスフォーメーションのためのデータ整備を促進するための行動計画として発布されました。これにより、2025年までに国家および部門別データベースの100%を審査、標準化、相互接続し統一的に共有するという目標を設定しています。政府は、首相を委員長とする国家データ指導委員会を設立し、包括的なデータアーキテクチャ、共有プラットフォーム、データガバナンスフレームワークの開発を監督します。公安省は、国家データアーキテクチャおよび共有データディクショナリの開発を主導します。また、省庁、部門、および地方は、2025年までにデータ、個人データ保護、および電子識別に関する法的枠組みを完成させる必要があります。

今後も、人工知能、データガバナンス、デジタル資産といった新たな分野に対応する改革が進められ、ベトナムはイノベーションとテクノロジー投資の中核拠点として、地域における地位をさらに強化することが期待されています。

## グローバル・イノベーション・インデックス2024におけるベトナムの順位

世界知的所有権機関（WIPO）が発表したグローバル・イノベーション・インデックス2024において、開発水準に対して期待を上回るパフォーマンスを示し、133カ国中、44位に位置づけられました。GII 2024年レポートによると、ベトナムは低中所得の38カ国中、2位に、東南アジア、東アジア、オセアニアの17カ国中、10位に位置づけられています。ベトナムは、科学技術とイノベーションの推進に対する政府の強いコミットメントを背景に、東南アジアにおけるイノベーションハブとしての地位を確立しつつあります。同国は、ベトナム国家イノベーションセンター（NIC）、「Make in Viet Nam」プログラム、半導体・AI開発プログラム（決定330/QD-TTg、2024年）などの国家的旗艦イニシアチブを実施しており、これらはオープンで相互接続された持続可能なイノベーション・エコシステムの構築を目指しています。

出典: WIPO, “グローバル・イノベーション・インデックス2024 – 社会的起業家精神の可能性を切り開く”







# 外国為替管理

ベトナムでの取引は、一部の許可されたケースを除き、原則としてVNDで表示され、決済されなければなりません。すべての売買、貸付、その他外貨取引は、ベトナム中央銀行（SBV）が認可した信用機関や銀行を通じて行わなければなりません。

外国人投資家はライセンス取得前の費用の支払い（海外からの支払いを含む）を、拠出投資資本の一部として認識することができます。外国投資家は、税務申告、監査済み財務諸表の提出、累積損失がないこと、税務当局への通知など、国家予算に対するすべての法的・税務的・財務的義務を果たした後、ベトナム投資から得た利益を本国に送金することができます。利益の送金は、毎年各会計年度末に行われるか、ベトナム子会社の閉鎖時に行われます。



# 参考となるウェブサイト

1. 財務省: https://mof.gov.vn
2. ベトナム財務省外国投資庁: https://fia.mof.gov.vn/
3. 商工省: https://moit.gov.vn
4. ベトナム中央銀行: https://www.sbv.gov.vn
5. ベトナム商工会議所: https://en.vcci.com.vn
6. 税務局: https://gdt.gov.vn
7. 税関局: https://www.customs.gov.vn
8. ベトナム国家証券委員会: https://www.ssc.gov.vn
9. 国家統計局: https://www.nso.gov.vn
10. WTOセンター: https://wtocenter.vn
11. 地域競争力指数: https://pcivietnam.vn



# 外国投資庁

**外国投資庁(FIA)**
**ベトナム財務省**

FIAは、ベトナムの財務省に属する組織で、ベトナム国内のFDI活動および海外でのベトナム直接投資活動に関する国家管理機能を実行するために、財務大臣への助言を委託されています。

外国投資庁の下には、以下のような部門があります。

- 管理事務所
- 総務・政策・情報部
- 投資促進・国際協力部
- 対内投資部
- 対外投資部
- 経済区管理部

FIAウェブサイトは、こちらをスキャンください

**Tel：**+84 2220 2828 ext. 2314
**メール：**fia@mof.gov.vn
**ウェブサイト：**https://fia.mof.gov.vn/

## 投資促進・情報・支援センター(「IPISC」)

IPISCウェブサイトは、こちらをスキャンく

**Tel：**+84 24 2220 2828 ext. 2341
**メール：**ipisc@mof.gov.vn
**ウェブサイト：**https://investingvietnam.vn

**下記の国に投資推進代表があります:**
アメリカ合衆国(Washington D.C.及びSan Francisco)、日本(東京及び大阪)、韓国、シンガポール、ドイツ、フランス、ラオス、カンボジア、台湾(中国)



EYは、アシュアランス、税務、ストラテジー、トランザクション、コンサルティングサービスのグローバルリーダーです。私たちが提供する洞察力と質の高いサービスは、世界中の資本市場と経済に対する信頼と信用の構築に貢献しています。私たちは、すべてのステークホルダーへの約束を実現するために、チームの優れたリーダーを育成します。その中で、私たちは、社員・顧客・そして地域社会のために、Building a better working worldの中で重要な役割を果たしています。

Ernst & Young Viet Nam Limitedは、1992年にベトナムで最初の100%外国資本の会計・アドバイザリーファームとして設立された、EYのメンバーファームです。以来、ベトナムのビジネス環境に関する豊富な知識と理解、そして洞察に満ちたアドバイスと、クライアントの付加価値向上に貢献する卓越した資格と経験により、信頼できるビジネス・アドバイザーとして認められています。

# Ernst & Young Viet Nam Limited

**アシュアランス**

- 外部監査
- 財務会計アドバイザリ
- フォレンジック
- 気候変動・サステナビリティサービス
- テクノロジー・アシュアランス

**コンサルティング**

- ビジネスコンサルティング
- ピープルコンサルティング
- リスクマネジメント
- テクノロジーコンサルティング
- テクノロジーリスク
- サイバーセキュリティ

**ファイナンシャルサービス**

**EYパルテノン**

- 取引・コーポレートファイナンス
- ストラテジー・エグゼキューション

**タックス**

- ビジネスタックスサービス
- グローバルコンプライアンス・レポーティング
- 会計コンプライアンス・レポーティング
- 間接税・グローバル貿易
- 国際税務・国際取引サービス
- 移転価格
- 人事アドバイザリー税務サービス
- 法務
- 税務テクノロジーとトランスフォーメーション

| ハノイ事務所 | ホーチミン事務所 |
|---|---|
| 8th Floor, CornerStone Building<br>16 Phan Chu Trinh Street<br>Cua Nam Ward, Hanoi, Viet Nam<br>Tel: +84 24 3831 5100<br>メール: eyhanoi@vn.ey.com<br>ウェブサイト: ey.com/en_vn | 20th Floor, Bitexco Financial Tower<br>2 Hai Trieu Street, Sai Gon Ward<br>Ho Chi Minh City, Viet Nam<br>Tel: +84 28 3824 5252<br>メール: eyhcm@vn.ey.com |
| **Trang Pham**<br>Senior Partner<br>Ernst & Young Vietnam Limited<br>trang.pham@vn.ey.com | **Robert King**<br>Indochina Tax Leader<br>EY Consulting Vietnam JSC<br>robert.m.king@vn.ey.com |
| **西川貴陽**<br>ディレクター<br>日系企業担当 ¦ インドシナ副統括<br>takaaki.nishikawa@vn.ey.com | **小野瀬貴久**<br>パートナー<br>日系企業担当 ¦ インドシナ統括<br>takahisa.onose@vn.ey.com |

**EY** | Building a better working world

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multi-disciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2026 Ernst & Young Viet Nam Limited. All Rights Reserved.

APAC No. 16230301
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to you advisors for specific advice.

ey.com/en_vn